
平成30年 第2回(定例)周防大島町議会会議録(第2日)

平成30年6月25日(月曜日)

議事日程(第2号)

平成30年6月25日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(14名)

1番 藤本 浄孝君	2番 新田 健介君
3番 吉村 忍君	4番 砂田 雅一君
5番 田中 豊文君	6番 吉田 芳春君
7番 平野 和生君	8番 松井 岑雄君
9番 尾元 武君	10番 新山 玄雄君
11番 中本 博明君	12番 久保 雅己君
13番 小田 貞利君	14番 荒川 政義君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 舩本 公治君	議事課長 大川 博君
書記 池永祐美子君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 椎木 巧君	副町長 …………… 岡村 春雄君
教育長 …………… 西川 敏之君	病院事業管理者 …… 石原 得博君
総務部長 …………… 中村 満男君	産業建設部長 …… 林 輝昭君

健康福祉部長	……………	平田 勝宏君	環境生活部長	……………	佐々木義光君
久賀総合支所長	……………	藤井 正治君	大島総合支所長	……………	近藤 晃君
東和総合支所長	……………	山崎 実君	橘総合支所長	……………	中村 光宏君
会計管理者兼会計課長	……………			……………	大下 崇生君
教育次長	……………	永田 広幸君	病院事業局総務部長	…	村岡 宏章君
総務課長	……………	岡本 義雄君	財政課長	……………	重富 孝雄君

午前9時30分開議

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。6月19日の本会議に引き続き、これから本日の会議を開きます。

先の本会議において議決した議案第8号の質疑に関して、永田教育次長から発言を訂正したいとの申し出がありますので、発言を許可します。永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 6月19日、町公用車スクールバス白木線1号車の購入に関する田中議員さんからの御質問に対しまして、衝突回避支援装置のある自動車メーカー名及び見積もりについてお答えをする際、メーカー名をトヨタと日産とお答えするとともに、1社からの見積もりの理由をお答えしておりませんでした。

メーカー名については、トヨタと日野の誤りであり、1社からの見積もりの理由については、どちらのメーカーの車も社名は異なるものの同一の車体であるとの認識から、1社のみで見積もりで対応いたしました。ここに答弁を訂正し、おわびをいたします。大変申しわけございませんでした。

○議長（荒川 政義君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（荒川 政義君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告は5名であります。通告順に質問を許可します。5番、田中豊文議員。

○議員（5番 田中 豊文君） では、まずことし1月の大島大橋送水管破断事故に関しまして、その後の調査結果などにつきましてお尋ねをいたします。

水道の事故原因等につきまして、新聞報道もされ、先日の全員協議会でも御説明をいただいたところではありますが、残念ながら全く納得のいかない報告内容であると受けとめておりまして、再発防止など今後の対策を行う上でも、本町も柳井広域水道企業団に対し、まともな報告と実効性のある取り組みを強く求めていかなければならないものと考えております。

水道は、町民の極めて重要なライフラインであるということから、決して原因究明をうやむや

な形で終わらせることはできないと考えておりますので、まずは町として柳井広域水道企業団からの報告をどのように受けとめておられるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

さらには、破断原因の調査をメーカーのみに依存していることは常識では考えられないことであり、調査結果を得るまでに半年近く経過したこともあわせて、調査報告書の内容自体としましても、公平公正な観点からしましても、甚だ合理性を欠くものと受けとめておりますが、このことについて、町としてどのような認識を持たれているのか御答弁をお願いいたします。

次に、この送水管は、三井金属エンジニアリング社製のポリエチレン管が使用されているということですが、町の水道施設において、これと同じ製品が使用されている箇所数と総延長、さらに今後設置が計画されている箇所数と総延長について御答弁をお願いいたします。

次に、今回の事故の復旧に伴って発生した直接的な経費である復旧工事費及び調査委託料等についての金額について御答弁をお願いいたします。

なお、通告しておりました設計基準や構造計算等の結果につきましては、事業主体の柳井広域水道企業団でも御答弁できないことのようにありますので、本日の御答弁は無用でございます。

続いて、2つ目の質問になりますが、昨年度更新されました図書館システムについてお尋ねをいたします。

まず議論の前提としまして、更新前の旧システムの業者名と保守業者名、図書館システムのサイトの過去5年間のアクセス数、システム更新を随意契約ではなく入札で行った理由、入札における予定価格の積算方法、更新されたシステムの主な改良点について御答弁をお願いいたします。

次に、町のホームページから独立した構造となっているにもかかわらず、サイトの管理者の情報がほとんど掲載されていないのは、自治体のホームページとしては不十分な構造であると考えます。特に、会員登録が必要なシステムで個人情報を扱うサイトでありながら、プライバシーポリシーが掲載されていないのは、自治体のサイトとしては不適切であると言えますし、図書館で扱う個人情報の範囲や利用者情報の更新、消去の時期などについて明確にしておくべきであり、速やかに改善されるべきと考えますが、執行部の認識について御答弁をお願いいたします。

なお、通告にありましたログインIDに関する質問につきましては、本質問通告後に速やかに改善をしていただいておりますので、本日の御答弁は不要でございます。

続いて、3つ目の質問、岩国基地の米軍機による騒音の実態把握についてお尋ねをいたします。

3月議会一般質問におきまして、騒音測定器の貸出制度についてお尋ねをいたしました際には、騒音測定器の設置については国へ要望していくという趣旨の御答弁であり、貸出制度については具体的な議論になりませんでしたので、改めて質問をいたしますが、その前に、まずは3月議会答弁の内容をどのように実行されているのか、要望の形式や回数について御答弁をお願いいたします。

次に、騒音等の苦情相談窓口は総務課に設けているという御答弁もございましたが、昨年度、町に寄せられた騒音等米軍関連の苦情等がどれだけあったのか、総務課以外も含めまして、窓口別・形態別・地域別での件数につきまして、昨年度の年間の件数と、今年度につきましては月別での件数での御答弁をお願いいたします。

さらには、艦載機移駐完了後は、町内各地から騒音被害や苦情を聞くことが格段に増えておりますし、5月上旬のFCLP以降、最近の騒音被害の増大は顕著であり、町民の生活に影響が出ていると認識しておりますが、町民の安心安全を守るべき自治体として、また艦載機受け入れ容認の意思表示をした自治体のトップとして、この現状をどのように受けとめ、どのような対応が必要と考えているのか、簡潔に御答弁をお願いいたします。

次に4つ目、指定管理者の撤退に伴う指定管理料の取り扱いについてであります。指定管理協定が終了した場合の剰余金の取り扱いについて議論をしたいと思っておりますので、まずは、昨年度末で指定管理者が撤退した陸奥記念館と八幡生涯学習のむらにつきまして、平成25年度から29年度までについて、指定管理料以外の指定管理事業収入、最終的な収支差額、指定管理料の積算基準としての職員数と人件費及びそれぞれの実績額について、5年間の総額で結構ですのでお答えをください。

そして、これは確認であります。八幡生涯学習のむらの前指定管理者であります宮本常一資料保存研究協議会につきましては、今年4月1日現在において、法令及び指定管理協定に基づく指定管理者であるのかないのかについて、イエスかノーで御答弁をお願いいたします。

最後、5つ目になりますが、町が運営する団体への補助金のあり方についてお尋ねをいたします。これにつきましては、町が事務局を担う、実質的な町の組織に対して、町が補助金を出すことの問題点について議論をしたいと思っておりますので、まずは補助金の額は誰がどのような基準により積算をするのか、また補助金の額の決定は誰が行うのか、さらには補助金による成果の検証は誰がどのような方法で行い、その検証結果がどのように次年度以降の事業内容や補助金に反映されているのかについて御答弁をお願いいたします。

以上、7分52秒、再質問もたくさんありますので、質問時間に応じたバランスのある御答弁をよろしくをお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 田中議員さんの、水道断水事故の原因究明についての御質問に、まずお答えをしたいと思います。

まず、破断原因について、町として柳井地域広域水道企業団の報告をどのように受けとめているかという御質問でございましたので、お答えしたいと思います。柳井地域広域水道企業団の企業長から、平成30年5月14日に、送水管破断事故の原因等についての報告をいただいたと

ころであります。この中で、継ぎ手部の強度に問題がないことは確認されており、長期的な振動による疲労破壊が原因と推定されるが、当時、長期的な振動に対する知見がなく、予見できなかった事象であるということから、今回の事故が防止できなかったという報告をいただいたところでもあります。

また、支持金具と支持金具の中間に位置する重量のある接続部分が今回の復旧工事によりまして解消されましたこと、大島大橋に添架された送水管に、今回の破断箇所と同様の接続箇所はほかにないということ、点検間隔の短縮とか、たわみ量の測定などによる予防策を講じることから、今後、同様の事故が起きる可能性は低いというふうな報告もいただいたところでもあります。

しかしながら、再び事故が発生した場合は、迷惑をするのは町民の皆様方でありまして、破断した重量のある接続部分は改善されたとはいえ、このようなことのないよう支持金具の増設などの改善策を広域水道企業団に検討するよう求めてまいりたいと思っております。

次に、破断原因の調査をメーカーに委託したことについては、町はどのような認識であるかということにつきまして、お答えしたいと思います。

送水管の管理者であります柳井地域広域水道企業団から第三者への調査依頼を検討したということでありましたが、大口径ポリエチレン管は、製造元がほぼ1社に限られること、また復旧を最優先するために破断の原因調査と補修材料の確保を早急に行う必要があることからメーカーに依頼をしたとの報告を受けており、やむを得なかったのではないかと私は考えております。

次に、町内水道施設における三井金属エンジニアリング社製のポリエチレン管使用実績及び計画の箇所数と延長等についての御質問をいただきました。施工実績につきましては、町が布設したものの中には、大変布設年度が古く、メーカーの特定ができないというものもありますが、同種のポリエチレン管を使用しているのは、道路に埋設したものが、75ミリの管が4カ所で、これは沖浦、小松、屋代、そして日良居地区に2カ所ということですが、延長が2,681メートル、橋梁に添架しているものが、100ミリの管が1カ所で、延長330メートル、これは沖家室大橋でございます。

また、海底送水が80ミリの管が1カ所、延長が2,850メートルでございますが、これは情島への海底送水の管の使用についてであります。

また、柳井地域広域水道企業団が布設したものは4カ所で、総延長が1,028.1メートルということになっております。屋代川や一本松川、宮崎川、大島大橋等で使用しております。

計画の箇所につきましては、今後、浮島海底送水管布設事業でポリエチレン管約3,765メートルを使用する予定といたしておりますが、特にメーカー指定は考えておりません。

次に、事故の復旧に伴い必要となった直接的な費用の総額と内訳についてお答えいたします。

柳井地域広域水道企業団からは、修繕費として359万3,160円を支出したと報告を受け

ているところでございます。

あとのことにつきましては、教育長ほか参与より答弁をさせていただきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 田中議員さんの、図書館システムについての御質問にお答えいたします。

まず、旧システムの導入業者名及び保守業者名は、T I S 西日本株式会社です。ホームページの過去5年間における年間アクセス数につきましては、平成25年度は22万9,124件、平成26年度は37万6,072件、平成27年度は24万7,001件、平成28年度は33万7,447件、平成29年度は、旧システム運用時の4月から12月まで22万4,960件です。新システムでは、ホームページを開いて1件、次の検索画面に移動すると1件というようなカウントになっており、1月から3月までで41万6,433件と多くなっております。

次に、システム更新について、従来の業者へ、随意契約ではなく入札によることとした理由につきましては、随意契約とするには額が大きいこと、入札によって同等以上のシステム導入が可能ではないかと考え、入札方式で実施することといたしました。

次に、入札予定価格の決定（積算）方法についてです。入札予定価格の決定につきましては、旧システム導入業者に、現在あるソフトの機能で機器を最新のものとした場合の見積もりを依頼し、仕様を定めるとともに、その価格を予定価格の参考としました。

次に、平成29年度にリニューアルされた図書館システムの主な改良点についてです。ハード面では、維持管理の観点からシステム全体を更新しました。ソフトの面では、基本ソフトをWindows 7からWindows 10に、パッケージソフトでは、利用者が調べたい本を検索する際にタイトルの表示のみから本の表紙絵が表示されるようにいたしました。

次の、図書館システムにおけるサイト管理者の情報の掲載については、今後、修正を行うとともに、プライバシーポリシーの掲載についても、今後、対応したいと考えております。

続きまして、指定管理者の撤退に伴う指定管理料の取り扱いについての御質問で、教育委員会所管の八幡生涯学習のむらに係る部分についてお答えいたします。

平成25年度から平成29年度の5年間の指定管理料を除く指定管理事業収入額の合計額は598万6,937円で、収支差額は91万9,405円です。指定管理料のうち、人件費として積算された員数21.67人で、金額は3,987万5,000円です。実際に配置された職員の員数は15.24人で3,584万3,304円です。

八幡生涯学習のむらの前指定管理者が、法令及び指定管理協定に基づく指定管理者であるか否かについてですが、4月1日現在は、法令及び指定管理協定に基づく指定管理者ではないと考えております。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） 田中議員さんの、指定管理者の撤退に伴う指定管理料の取り扱いについて、産業建設部所管の陸奥記念館等の施設についてお答えいたします。

指定管理施設として、陸奥記念館、陸奥野営場、なぎさ水族館の3施設を、特定非営利活動法人周防大島海業研究会が、平成25年4月1日から5年間の指定管理期間で、ことしの3月末まで業務を行っておりました。

その間の指定管理実績として、指定管理料を除いた事業収入の総額の合計は1億240万7,598円で、事業支出の合計は1億3,235万1,037円で、収支を差し引きしますと、2,994万3,439円のマイナスとなっております。

指定管理料積算の根拠ですが、平成23年度の実績をもとに算定し、全体の収入から支出を差し引いた差額相当額を当初630万円としていましたが、人件費の積算はされておられません。その後、消費税の改正に伴い、平成26年度から648万円となっており、5年間の指定管理料の総額は3,222万円であります。

人件費は、平成28年度から業務委託料から移行されたことで増額となっており、5年間の合計は、5,318万4,320円となっております。

また収入も毎年少しずつではありますが増えており、指定管理者が経営努力により適正に管理運営していたものだと考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 田中議員さんの、岩国基地米軍機騒音の実態把握についての御質問にお答えいたします。

まず1点目の、騒音測定器の一般への貸出設置について、3月議会では、騒音測定器の設置を国に対して要望していくという答弁であったが、3月議会以降、これまで何回、どのような形式で要望してきたかについてでございますが、中国四国防衛局と面会した際に直接要望をお伝えしたのが3回、これは3月の23日、4月の18日、4月の23日でございます。次に、山口県基地関係県市町連絡協議会から、国に対する要望項目に騒音測定器の設置を要望項目に提案したところでもございます。

次に2点目の、昨年度、町に寄せられた騒音苦情等について、受付窓口別、形態別、地域別の件数及びことし4月以降の同区分による月別件数等についてでございますが、平成29年度の騒音苦情の受付件数は54件でございます。本年4月の受付件数が11件、5月が28件でございます。

なお、受付窓口別、形態別、地域別の件数につきましては、本日お手元に配付させていただきます。

ました資料の町に寄せられた騒音苦情件数についてのとおりでございます。

次に、3点目の、町内各地からの町民の声を踏まえ、最近の騒音被害の増大は顕著であると認識しているが、町民の安心安全を守る観点から町としてこの現状をどのように受けとめ、どのような対応が必要と考えているのかについてでございますが、空母艦載機部隊の岩国基地への移駐は、昨年8月9日に第一陣の早期警戒機E-2Dの5機が岩国基地に到着したのを皮切りに移駐が始まりまして、本年の3月30日に4機のFA-18が岩国飛行場へ着陸した飛来情報を最後に、3月30日に全ての航空機部隊の移駐が完了いたしました。

4月に入り、航空機騒音に対して、町内においても多くの苦情が寄せられており、4月25日には基地周辺自治体管内において65件の苦情が寄せられ、5月8日にも航空機騒音に対して多くの苦情が寄せられており、当日は本町においても10件の苦情が寄せられておりました。

航空機騒音状況については、現在の騒音状況と移駐後の騒音状況がどのように変化しているのかを確認することが重要なことだと考えております。そのためにも、広く町民の皆様から寄せられた声を、より効果的なものにするため、米軍岩国基地航空機による騒音等に関する苦情は、中国四国防衛局にその状況を報告しておるところでございます。また、騒音の実態の把握、さらにこれに対する対応は当然ながら、国の責務としてしっかり求めていきたいと思っておるところでございます。

町民の安心安全を確保するとともに、移駐後に騒音が拡大している地域があることから、その負担と町民の不安解消に取り組んでまいり、魅力あるまちづくりを推進していくことに努めてまいりたいと考えております。

次に、町が運営する団体への補助金のあり方についての御質問でございます。

まず1点目の、補助金額の積算及び補助金額の確定は、誰がどのような基準により行っているのかについてですが、統一基準はございませんので、総務部が所管する総務課の周防大島高校を支援する会と、政策企画課の周防大島町定住促進協議会の団体を例にお答えさせていただきたいと思っております。

周防大島高校を支援する会に対する補助金につきましては、補助金額を決定する方法について、周防大島町補助金等交付規則による補助金の交付申請について、その内容の審査を行い、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付額を決定しております。

具体的には、補助金の使途を特定する方法としては、公益性、目的、内容及び費用対効果などの観点に基づき、総合的な判断により、補助団体の活動目的を達成するため、団体が実施する各事業の財源に充てるための補助金を交付しておるところでございます。

補助金額の積算にあたっては、団体による事業計画及び積算根拠等について所管する総務課が

ヒアリングを行い、必要最小限度の補助対象経費及び補助金額を積算しておるところでございます。

また、補助金額の確定にあたっては、団体から提出された事業実績報告書、証拠書類を含む収支報告書をもとに、所管する総務課がヒアリング等により当該報告書等の書類の審査を行い、対象経費の費目、算出基準に基づく十分な確認審査及び検査により適合すると認めたものに対して補助金額を確定しております。

次に、政策企画課が事務局を持っております周防大島町定住促進協議会についてでございますが、毎年度、定住促進対策事業補助金の交付を行っております。この補助金につきましては、前年度の事業実績及び新年度の事業計画をもとに、事務局で当該年度の事業計画及び予算案を作成し、周防大島町補助金等交付規則にのっとり、交付申請及び交付決定を行っております。また、補助金の確定については、年度末の実績報告に基づき確定しております。

この確定に基づく補助金の残金については、返還命令を行い、定住促進協議会の監事による監査を受けた後、一般会計への戻入を行っております。補助金額の積算から確定及び戻入については、定住促進協議会の会議において、委員の承認を得ているところでございます。

次に、2点目の、成果の検証を誰がどのような方法で行い、検証結果は具体的にどのように反映されているのかについてでございますが、周防大島高校を支援する会につきましては、団体から提出された事業実績報告書、証拠書類を含む収支報告書をもとに、所管する総務課がその報告に係る補助事業等の成果が、補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを確認しております。

また、検証結果の具体的な反映方法につきましては、運営費補助交付対象団体の組織体制や事業内容等の見直しによる経費の節減が可能ではないかなどの精査を行い、所管する総務課から団体に対して、事業の見直し、または廃止等を含め、社会情勢の変化や財政健全化の観点から、団体の創意工夫による自立促進への助言指導を行っております。

次に、周防大島町定住促進協議会は、町、町議会、農業協同組合、商工会、漁協から選任された委員で組織されておりますが、その会議の中で実績報告や事業計画等を審議していただくことで、成果の検証や検証結果の事業計画への反映を行っておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） じゃあ、ちょっと水道の件から再質問をさせていただきますが、この間、広域水道企業団が説明に来られて、私の質問に答弁をしなかったというような様子を見て、その責任感のなさや技術力のなさに唖然といたしました。周防大島町はそういうことはないと思いますので、よろしく願いいたします。

今回の問題は、さっき支持金具の増設をこれから要望していくというような話もありましたが、

それは対策であって、私が言っているのは、その原因は何だったか。

要するにその支持金具について原因があったということを暗に認めているのかもしれませんが、この企業団、そしてメーカーからの報告書では、そういったことが一切触れられていない、肝心なところが触れられていないというのでは、報告として認められない。そういう肝心な点に触れてない報告で、今後の対策はできるはずもない。そのために私は、今回の事故の検証をきちっとせないけんものじゃないかということを示しているわけで、そういう不明確な報告の中でも、先日の企業団の答弁の中で、管の設計たわみ量が許容値をクリアできていなかった、これは部長さんが答弁されたんですけど、そういったことと、支持金具の位置が、継ぎ手の近くであれば事故は防げたかもしれないというふうに認めたということは、極めて重大なんですけど、この報告とは全く矛盾している、矛盾というか、そこまで触れられていない報告で、意味を成していないんです。

それと、その報告書の中では、継ぎ手の重量によって振動が増幅されたというところまでは認めているので、認めた上で、継ぎ手の位置に問題があったということを示していないと、結論づけていないということは、逆に言えば、そこに問題があったということを示しているのかなというふうには思いますが、やっぱりそういう現実というか真実に目を背けても、何の検証にも対策にもならないというふうに考えておきまして、そこらをきちっと、周防大島町というより、周防大島町が企業団にしっかり求めていかなきゃいけないんじゃないかというふうに思っておりますが、町のそういう、今後、それが町として求めていくために、やはり事実確認をきちんとしとかなきゃいけないというふうに思います。

大島大橋の下のことなんで、状況がよくわからないというところもあるんですが、今の現状というか、これは昔、設置当時と変わっていないと思うんですが、水道管、この送水管が通っているところは6メートルぐらいのスパンで支持架台が設置してあるということは確認済みです。その隣には細い管が、これは45ミリなんですけど、もっと細い管が何本も通っております。ここは、目視ですけど、その6メートルの間に2本、支持金具があるから、おそらく2メートルスパンぐらいで設置されているんだらうと。やっぱりこれが標準的なやり方であって、なおかつその192キロの継ぎ手があるところに支持架台がなかったというのは、明らかにこれは設計なり、まあそこが、設計がそうであって施工がされてなかったのか、もともとの設計がそうだったのかというところが明らかにされてないので、そこまでは言及できませんが、何らかの設計施工に問題があったということは、明らかなことじゃないかというふうに思いますが、その辺の現状を見た上で、町として、この支持架台が2メートルであるべきところを6メートルの間隔で支持架台が設置されているということに問題認識があるのかないのか、答弁を求めます。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 先ほどの答弁でも同じことになるんですが、要するに支持架台がないところが6メートルのスパンであるという、そしてその間に継ぎ手があったということで、当然ながら継ぎ手が真ん中にあるということになると、そこに重量がかかると、そしてたわみが出てくるということだと思います。それについて、じゃあなぜそこに支持金具がなかったのかということですが、先ほど申し上げましたように、そのような設計基準自体に、例えば6メートル飛ばすのであれば、その間に2カ所の、または1カ所のその支持金具が必要であるという設計基準がなかったということでもありますので、設計基準にないものを設計をするということは、設計業者にとってはやらないし、できないことではないかというふうに思います。

そういうことからして、今、広域水道企業団は、厚生労働省とか、または水道協会等、その関係する団体や役所のほうについて、その設計基準の見直しというようなものをどうなのかということ、今要請しとるとするか、出しておるという状況でございます。

ですから、その設計基準になかったから、例えばそれが原因だったとしても、それを、当時設計に入れていなかったことが不備だったというふうには指摘できないんじゃないかというふうに思うわけでございます。

今となって、事故が起こったから、いや実はこの間に支持金具があったほうが、または吊り金具、または下からの支持金具があったほうが、より安全であったということは当然言えると思います。

しかしながら、それぞれの工事の発注するためには、設計書が要りますが、その設計書は何に基づいて設計するかといたら、当然ながら公的な設計基準に基づいてやるわけでありますので、その設計基準にないものをやることはできないし、やらないということでございますので、この今回のことが仮にその間に支持金具がなかったということだったとしても、また今の結果論として、やっぱり支持金具があったほうがよかったよね、ということは当然言えると私も思います。しかしながら、設計基準になかったものが設計に反映されてなかったというのは、むしろ当然ではないかというふうに思っているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） じゃあ、その設計基準、6メートル以内で、継ぎ手のところに支持金具を設けるような設計基準はなかったということであれば、この6メートルの間隔で支持架台が設置してあるという基準は、どこにあったんでしょうか。これ全協でも聞きましたけど答弁がなかったんで教えてください。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 要するに、6メートルごとに支持金具があるというのではなくて、大島大橋の橋梁の構造上、6メートルのところに、支持金具というよりも橋梁の構造にかかっておる

わけですから、構造というか橋梁の鉄骨部分にかかっておるわけですから、当然のことながら、それは設計基準とかじゃなくて、大島大橋の橋の構造の中に含まれておるということで、それに設置をしたということでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） さっきも言いましたけど、だったらほかの管は、なぜ2メートルピッチで支持架台がついてるんですかということ。この6メートルの間隔でやるという基準が、基準というか、これは基準って、まあその一つ、今の2メートル間隔で支持架台が設置してある、ほかの管は2メートル間隔で設置してあるのに何でこの送水管は6メートルだったのかと。橋の構造と言っても、じゃあ、ほかの管は、どうやってその支持架台を2メートルピッチで設置されたのかわかりません。2メートルピッチでできるはずなんですよ、橋の構造上も。それが一つ、それに教えてください。

それと、これは写真で異常がないという写真がありましたけど、企業団の報告書の中にですね。その写真を見ても、常識的に考えて、設計基準がないから何でも許されるというものじゃなくて、そこをいかに安全な構造にするか、その根本的な考え方をもとに設計基準ができてるわけなんですから、その設計基準がないから何をやってもええという話じゃなくて、見た限り、もう単純に考えて、6メートルスパンの間に192キロのおもりがつけば、そこは弱点になる。事故が起こる前の写真を見ても、明らかに、そこはたわんでいる。設計上のたわみ量も、許容値をクリアできてなかったと企業団は認めているわけですから、そこに問題があったということ、私は結果で、責任がどうのこうのと言ってるんじゃないで、そこをきちっと明らかにしないと今後の話にならないんじゃないかということ言ってるんです。ちょっとそこを答弁してください。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 2メートル間隔で管が設置されておるというのは、どういう管なんですか。私たちは……（発言する者あり）いやいや、広域水道企業団の管なんですか。（「知らん知らん、それは」と呼ぶ者あり）それは広域水道企業団が設置しておる管というのは、私たちは今の破断したあの管のことを広域水道企業団が管理しておる管だと思っておりますので。それで、今のちょっと御指摘なんですけど、設計基準がなくてもやらなければならないんじゃないかというのは、今現在の話なんです。当時、設計して施工する段階で、設計基準以上のことを例えばやるとしたら、それは過大な設計になるとか、そういうことになるんじゃないかと思っておりますのでね。

じゃあ、今御指摘のように、あったほうが良かったじゃないかというのは、それは私も思います。しかしながら、反対に基準にないものをやるということになりますと、それじゃ2メートル間隔でいいのか、1メートル間隔でもいいじゃないか、もっと短いほうがいいんじゃないかとい

うことにもなるんじゃないかというふうに思います。

ですから、当時のことですから私も詳細にはわかりませんが、この広域水道企業団が広域水道として導水や配水管を設置するときの設計の段階では、この先般の企業団の説明にもありましたように、当時はそのような設計基準にない、または長期振動がかかるということに対する設計上の、安全性を高めるような施設装置というふうな知見がなくて予見できなかった事例であるということについて報告があったので、私もそれはそうではないかというふうに感じたところでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） いや、さっき町長さんが、橋の構造上、この支持架台の間隔が6メートルになったんですよという御答弁があったんで、橋の構造上、6メートルにしかできないんだったら、ほかの管も、水道企業団の管であろうがどこの管、電気であろうが、その支持架台を6メートル以下に設置できるはずないんで、何でほかの管は2メートルピッチで設置できて送水管だけ6メートルなんですかと。

確かにこれ、結果論なんですよ。この事故が起きなかったら、こういう問題は全然、もう認識されずに通り過ぎてた。だけど、言われるように結果論なんです。今からの話、予測や設計の話じゃないんです。現実には起きているんだから、起きたからには何らかの原因があると。その報告書だけ、設計や施工には問題ないよ、予測もできんかったと。じゃあ、一体何に原因があったのか、絶対原因があるはずなんですよ。そこをきちっと報告書でまとめんことには、次の対策が打てんじゃないですかということをお願いしているんです。

私は、何で町長さんが、そうやって企業団側の擁護するような発言をするのか、もっと被害を受けた周防大島町として厳しく追及していかないけんのじゃないかというふうに思っておりますが、ちょっとその辺でもう一回、その6メートルピッチの部分、答えられんのだったら答えられんでいいです。もう一回答弁を求めますが。

それと、このポリエチレン管、メーカーに調査を依頼したのが、特殊なものだからということなんです、ここへ日本水道協会の平成10年、まとめたのは平成9年ということなんです、工務常設調査委員会に報告された報告書があります。これは水道配水用ポリエチレン管継ぎ手に関する調査報告書というもので、ちょうどこの設置された当時、ポリエチレン管の亀裂とかそういう問題を受けて、水道協会が調査して、安全性など報告している。要するに、いろんなところでその亀裂とかの問題が発生していた当時、その前に阪神大震災があったときなんです、そういう時期に、あえてこのポリエチレン管をここに使ったと。まあそれは橋の構造上とかいろいろ問題があった、制約があったと思いますが、だったら余計にでも慎重に対処しなけりゃならない。

難しいような話をしますが、単純には何回も言いますが、6メートルの間に192キロのおも

りをつければ、絶対そこが危険になるでしょと、何でその対策をしなかったんですかということ
を明らかにしなさいということをお願いしてるんで、今さらどうのこうの、そこにすればよか
ったじゃないとか、そういう結果論でものを言っているわけじゃないんで、その辺のことを踏
まえて、ちょっと技術的に、難しい話じゃないんですよ、技術的な御答弁を、その6メートルの
さっきのスパンの話も含めてお願いしたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） 田中議員さんの御質問でございますけど、まず先日の全員協議
会でお話ししましたとおり、支間長につきましては、長くなりますので簡単に申しますと、延長
方向及び水平方向の許容支持間隔が6.65、7.76であって、現在の5.98メートルを下回
っている。ただし、先ほども議員さんの御質問がありましたけど、フランジを加味した場合は
22.24となり、許容力は10.08ニュートン平方メートルを下回っており、必要な構成は確
保されているということでございます。

なお、先ほどの、ほかに管があるというものにつきましては、おそらくNTTと中電さんの管
だと思います。これにつきましては、橋の設計当時にごさいましたので、それぞれ2メートルか
2メートル50、間隔はわかりませんが、その間で支持があったと思われま。今回の送水管
につきましては、橋の建設のあとでございますので、こういうふうな架設になると思いま。

それで先日の全員協議会で御説明いたしましたとおり、広域水道団からは送水管破断事故の原
因について報告がありましたけど、企業団では、この報告をもって原因究明を打ち切るものでは
なく、厚生労働省、山口県、日本水道協会などへの事故の報告を行っており、今後も引き続き問
題提起を検証を行い、その結果につきましては、議会や構成市町など関係各位に報告すると伺っ
ております。町からも、このような疑問や改善策の要望などを適宜伝えてまいりたいと考えてお
ります。

また、事故により迷惑するのは、先ほどの町長の答弁でございましたけど町民の皆さんでござ
いますので、広域水道企業団の議員さんや、また構成市町の議員さん、職員による現地視察や調
査経過などの提案も行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 今後も、私はこれでもう終わりという意味かなと思ったんですが、
今後もその調査、継続していくということなら、何でこの報告書が、この報告書は何なんかなと
思いますけど、今後も継続されていくんならいいですけど、それを担保するためには、やっぱり
この当事者である周防大島町が何らかの母体を持つとかんと、よくある、時間がたつともにい
ずれ忘れ去られ、うやむやになっていくということになりかねませんので、その辺の町としての、

例えば、名前は何でもいいんですけど、事故検証会議とかそういった組織を官民共同で立ち上げておく必要が、水問題、あの事故当時はいろいろ第2水源というか、自己水源の確保とか、バックアップ機能をつくるか、そういったことも検討していくということで、きょうにもあすにも地震とかそういう被害が起こるかもしれん。地震でなくても同じような被害が、事故が起こる可能性もありますんで、そういった推進組織をつくっておく必要があると思いますが、その辺については、どういうお考えでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） まさに今回の事故はあってはならないと思いますが、当然のことながら、これらの管理は、当然、全て柳井広域水道企業団にあるわけでございまして、私たちがそういう要請、要望をするのは、二度とこういうふうな事故を起こしてはならないために、ぜひともそういうことを十分な検証と今後の対策をやっていただきたいということを要請するわけでございます。柳井広域水道企業団は一部事務組合であって、町の広域水道、各構成市町の広域水道を担っておるわけですから、当然その義務があるというふうに思っております。そのような要請はしてまいりたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） もちろんその要請はしていただかないといけないんですが、私が言うのは、自己水源の確保とか、水対策全体で総合的に検討していくための組織をつくっておく必要があるんじゃないかと。それが一切ないということは、なかなか言いにくいんじゃないかと思っておりますけど、そういう組織、母体をつくって今後検討していくことが必要ではないんでしょうかと。もちろん今回の事故は企業団の責任なんでしょうけど、それを企業団がきちっとやっていく、今回の報告書とか全協での説明の姿を見ると、全くそういった自覚も責任感も技術力も持ち合わせてないというのがわかりましたので、その企業団に任せておくことはできないはずなんです。だから、その辺を町として担保するために、一つの検討検証会議を設けておく、それで今後の実効性を担保していくということを検討していく必要があるんじゃないですかということを申し上げているんです。

○議長（荒川 政義君） 佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） 先ほどもちょっとお答えいたしましたけど、現地視察や調査研究など、事故調査委員会というもの、大げさなものは現在考えておりませんが、何かの形で調査していくことは必要だと考えております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 認識の話じゃなくて、そういう形を設ける検討をしていくんかど

うかということをお答えください。それがないということは、この事故に対して、全く町として、町民の皆様に責任を果たさないということになりますよ。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） その委員会の話になってまいりましたが、その委員会を立ち上げるのかどうかということですが、この広域水道企業団の広域利水については、当然、企業団に大きな、どう言いますかね、権限と責任があるんです。町のほうのことにつきましては、町の環境生活部のほうで、起こってはいけませんが、そういう仮に起こったときの対策としてどういふなことを考えるのかということ、さきの定例議会でもいろいろ御質問がありましたように、例えば、予備水源を持つとか、例えば広域水道企業団の議会でもありましたが、バイパス的な、さらに新しい管をもう一回設けるのがいいのではないかといろいろありました。ただ、なかなか現実的なことになっておりません。

そして、その中で一番、すぐさまでもできるということで、これは町のほうでも皆さん方にも御議決いただきましたが、給水車の導入を決めたわけでございます。

そしてまた、それぞれにたくさんの、広域水道企業団から受水を受けるまでには、旧町ごとにたくさんの自己水源があったわけでありましたが、それらをずっと常時生かしておけるかどうかということにつきましては、3月の定例議会でも御答弁したとおりで、なかなか現実的ではないということでございます。

しかしながら、町のほうでは、そういうことに対して、それじゃあ、何もしないのかということでございましたので、今、町内には防災センターを含めて、防災備蓄倉庫等たくさん置いておまして、当然のことながら、そこには浄水器も備わっておりますので、それが浄水器があるから全てが賄えるというわけではありませんが、そのような対策も行っているというのも3月の議会で答弁させていただいたところでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 今回の質問は、今回の事故に対する報告書をこのまま終わらせていいんかと、これで結論づけていいんかということなんで、それは結論づけないということでもよろしいんですね。だからその、いや、それを言うのが、結局この報告書を、このまま6メートルの支持架台の間に192キロの継ぎ手があるということ、何の予想もできなかった、仕方ないことだと、それによって事故が起きたのに仕方なかったことだと、やむを得なかったことだというふうな報告書を、この額面どおり、しかも企業団がここへ来て説明しても、何の説明もできないようなことで、これを額面どおり受け取って、じゃあこれを町民の皆さんに説明できるかと言ったら、それはできないと。町民の皆さんへの説明責任を果たせないというふうにして、これを額面どおり受け取るということは、町民の皆さんを愚弄することになるというふう

に思っておるんで、その辺で今後も引き続き対策を、企業団にきちっと原因究明、まともな報告書を出すように求めていくために、やっぱり町として、その問題をしっかり抱えておく、担保する組織が必要だろうということで申し上げているんですが、いくら言っても、どうも町長さんはそういう気がないみたいなので、ちょっと次の質問に行きます。

大変残念なことですね。そういう町民の安心安全を守るべき町長が、そういうふうな、こういう曖昧な報告書で納得すると、されておるといのが、非常に驚きでもあります。

では次の質問も、時間もありませんが、指定管理について。3月議会において、指定管理料以外の収入は施設利用料金であって、基本協定書に利用者の支払う利用料金は指定管理者の収入とするというふうにありますので、指定管理者に支払って問題はないと、産業建設部からは御回答いただいておりますが、これについては教育委員会も同じ見解ということで間違いございませんか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） あのですね、6メートルの間隔で飛ばしたのが原因だというような報告はなかったと思います。要するに、当時、長期的な振動に対する知見がなく予見できなかったことという報告はありました。今、議員さんがおっしゃるように、あの6メートルが、架台と架台の間が6メートルあったから、それが原因で今回の破断事故が起こったというふうな報告はなかったと思います。（発言する者あり）いやいや、それも原因の一つかわかりませんが、正式にあるのは、長期的な振動によるという報告だったと思います。

ですから、その6メートルの原因がということについては、ですからそれは、それが原因の可能性もあるということは、今、田中さんのほうからありましたが、日本水道協会や、そしてまた厚生労働省のほうに、その基準の見直し等について要請をしておるということですから、当然のことながら、ここで今、6メートルを3メートルで架台をつくろうという話ではなくて、そのことについては、まず基準をきちんとしてほしいということ厚労省のほうに要請をしておるということでございます。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 今の田中議員さんからの御質問でございますが、久賀歴史民俗資料館に係る管理運営の基本協定書におきましては、利用料金の収入の取り扱いにつきましては、施設管理者、指定管理者の収入とするということになっておりますので、そのように考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） では、指定管理者のものであるということは、前指定管理者の財産であるということなんで、これは、じゃあ4月1日現在、もう指定管理者がかわっております

が、この91万円の剰余金というのは、誰が保有する財産になりますか。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 3月末までの収入につきましては、宮本常一資料保存研究協議会、前指定管理者の収入であると考えております。（「4月1日現在で誰の財産かということ」と呼ぶ者あり）4月1日現在におきましても、旧宮本常一資料保存研究会の財産であると考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） ということは、指定管理者の収入、要するに剰余金は指定管理者の収入としていいということは共通認識であるんですが、4月1日はもう指定管理者じゃありませんよね、単なる団体です。この団体の指定管理による収入を、この一般の任意の団体に、指定管理者でない団体の収入とすることができるという規定はどこにありますか。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 消費税等は、次年度に支払うようになっております。3月末で91万円強ありますが、平成29年度の租税公課のほうは、この91万円余りから出すことになりますので、全額は収入になりません。ですから、残ったお金の中から29年度分の消費税等を支払う形になりますので、ある程度、そういう意味で持っていると思っております。（発言する者あり）

○議員（5番 田中 豊文君） もう一回。これともう一回。いやいや、その91万円が全額その消費税に充てるわけじゃないでしょうから、私がさっき言ったのは、団体のものとできる、今一般の任意団体ですね、任意団体のものとできる、指定管理料を任意団体のものとできる規定はどこにあるんですかということをお願いいたしますよ。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 前指定管理における基本協定書の中には、そこまでの記載については記述はございません。

○議長（荒川 政義君） 以上で、田中議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前10時34分休憩

.....

午前10時44分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、吉村忍議員。

○議員（3番 吉村 忍君） 改めまして、おはようございます。議員番号3番、吉村忍でございます。

発言の時間を与えていただきましたこと、まずもってお礼申し上げます。また、町長をはじめ、執行部の皆様には御多様中にもかかわらず、御答弁の準備等、誠にありがとうございます。浅学非才の身の若輩者で、何かとお聞き苦しい点等あるかと存じますが、どうぞよろしくお願い致します。

さて、早いもので、本日は6月25日、ことしも半分が過ぎようとしております。今定例会が終わりますと、元号平成としては最後の夏が訪れます。早速、今週木曜日6月28日には海開きの神事が行われ、7月14日からはサタフラが開幕し、翌週からは各地区で納涼夜市が開催され、周防大島の夏本番を迎えます。

また、8月16日には、あげのしょう海の駅周辺におきまして、御先祖供養の2,000灯籠流し、戦没者慰霊祭及び郷土伝統芸能を次代に伝える総合盆踊り大会にあわせ、4,000発余りの花火を打ち上げる周防大島花火大会が開催されます。ほかにも、体育行事では7月1日に大島郡陸上競技大会、7月8日に山口県知事杯ビーチバレー大会、8月19日には大島郡水泳大会が開催されます。イベントめじろ押しの周防大島の夏であります。

最近、情報発信ツールとしてはすっかり忘れ去られております、周防大島フェイスブックページでも、ぜひともこれらのイベントをPRしていただきたく存じます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、町民の健康づくりについてであります。

本年、3月7日の平成30年第1回周防大島町議会定例会の冒頭で、椎木町長より表明されました施政方針におきまして、重点政策の一つとして健康づくりについて論及をされました。それは、自発的な健康づくりへの取り組み、生活習慣の見直しによる疾病予防、また、疾病においては早期発見、早期治療のため、引き続き減塩環境の取り組みの拡充や健診の受診率向上等に努め、健康づくりの目指すところは健康寿命を延伸させることにあり、そのことが幸せに暮らすことをより強く実感していただけることだと思っているという内容でした。

それぞれ、とてもすばらしい取り組みだと思っております。中でも健康増進課のちよび塩をキャッチフレーズに減塩活動の取り組みについては、特に高く評価されるべきと思っております。

シンボルマークを用いたポスターやのぼり旗、エコバックやポケットティッシュなどのグッズに加え、PRソングと歌に合わせたダンスの作成や活用、揃いのユニフォームで休日返上でのPR活動、ロードレース大会への出場等、町民の健康づくりのため、町民とつながり協力しながら一丸となって取り組む姿には改めて敬意を表するものであります。

さて、健康づくりについてさまざまな取り組みを実施し、その成果を健康寿命を延伸させるこ

とにあると位置づけられている周防大島町の施策についてですが、新たな取り組みとして、禁煙や喫煙の量を減らす減煙への取り組みを提案いたします。

去る5月31日は、世界禁煙デーでした。さらに厚生労働省では、5月31日から6月6日までを禁煙週間として、さまざまな普及啓発が行われました。残念ながら周防大島町では、それらの普及啓発は行われていないようでありました。

厚生労働省のホームページには、これまでに発表された多くの研究成果を統合すると、どのような年齢の人にも、また、病気や疾病の有無にかかわらず、禁煙は健康上の利益をもたらすばかりでなく、喫煙を続けた場合よりも肺がんや心筋梗塞などの危険性が低下することが知られています。また、禁煙した人と同じ空間で、それまで煙を吸わされてきた家族や同僚にも健康上の利益がもたらされることになりますと期待されております。

私自身、以前は1日40本以上も喫煙をする、いわゆるヘビースモーカーでありました。平成23年10月13日、40歳の誕生日にたばこを卒業し、現在に至るまで受動喫煙以外の喫煙は一切しておりません。喫煙者も非喫煙者の気持ちもわかるつもりではおります。喫煙により、ストレスの緩和、リラックス効果を感じたこともありました。また、喫煙所で生まれた友情や出会いもあり、喫煙すること自体の全てが悪いことだとは思ってはおりません。

本年3月9日に閣議決定された健康増進法の一部を改正する法律案の改正の趣旨の一つに、望まない受動喫煙をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務づけなどの対策を講ずるとあり、改正の概要の一つには、国及び地方公共団体の責務として、国及び地方公共団体は望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めるとあります。

現在、国会では、今まさに受動喫煙防止策について法案審議の最中ではありますが、国の法整備を待つことなく周防大島町独自の秀逸な受動喫煙防止策を講ずるべきだと思っております。

そこで、お伺いをいたします。

町民の健康寿命を延伸させるための健康づくりの施策として、禁煙及び減煙の取り組みを実施すべきと考えますが、執行部の見解をお聞かせください。また、子供など未成年は言うまでもなく、成人の非喫煙者を望まない受動喫煙から守るため、まずは町内公共施設において受動喫煙を防止するための措置を講ずるべきと考えますが、執行部の見解をお聞かせください。

次に、指名競争入札についてであります。

昨年より指名競争入札の取り消しという事態が相次いで発生しているとのことであります。その理由として開札後の入札参加者による積算疑義申し立てにより、違算が発覚したというものが数件あると聞いております。

さらにその原因として、適用単価の誤りなどの基本的なミスや各担当課内での確認の怠慢等が推測をされます。そのような原因での入札の取り消しという事態の続出は、入札参加業者にとっては耐えがたいものとなっております。

各企業は、工事落札のため複数の高額な積算ソフトの導入など積算技術向上のため多額の費用の投入や、総合評価入札方式におきましては技術力向上にさまざまな企業努力をしております。このような血のにじむような努力に対し、単純なミスや確認の怠慢による入札の取り消しをわびもせず、簡素な通知書一枚で済むものではないと思っております。

このような姿勢では再発を防止することもままならず、町民の信頼を得ることもできません。直ちに町民へおわびをするべきではないかと、私は思っております。

そこでお伺いをいたします。

相次いで発生している指名競争入札の取り消しについて、入札の取り消しが発生した工事名、取り消し理由、経過及び原因、さらに再発防止策をお聞かせください。また、事実の公表についてですが、入札の取り消しが行われた事実については入札参加者への簡素な通知書一枚のみで、その事実は一般には公表されておられません。

非を認め、関係者や町民におわびをし、再発防止策の一つとしてホームページ等でその事実を公表すべきと考えますが、執行部の見解をお聞かせください。

以上、2項目について御答弁よろしく申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 吉村議員さんの御質問にお答えしたいと思いますが、私のほうからは指名競争入札の件につきまして、先に御答弁をさせていただきたいと思っております。

低入札価格とか、または、最低制限価格など、近年の入札制度におきましては、発注者のわずかな積算ミスでも落札者の決定に影響する状況にあります。土木建設工事設計書に係る積算誤りに起因する入札取り消しが相次いで発生し、入札にかかわる関係者のみならず、再度入札の実施などによる公共工事の発注・着工の遅延などによりまして、町民の皆様にも御迷惑をおかけしておりますことに対しましては、深くおわび申し上げたいと思っております。

1点目の御質問の指名競争入札の取り消しについて、その状況を申し上げますと、平成29年度の建設工事の入札件数は87件で、そのうち違算による入札取り消しは6件でございます。

また、平成30年度以降の指名競争入札の取り消しにつきましては、5月31日現在、違算による取り消しが2件ほど発生いたしております。

工事名で申し上げますと、まず、1つ目が平成29年度久賀・大島処理区管路施設整備工事第4工区、2つ目が平成29年度油田（両源田）漁港突堤改修工事、3番目が平成29年度常安橋補修工事、次が平成29年度久賀・大島処理区管路施設整備工事第8工区、次に平成29年度三

蒲地区防火水槽設置に伴う付帯工事、次に平成29年度白木漁港本浦一号防波堤機能保全工事、平成30年度久賀・大島処理区管路施設整備工事第2工区、平成30年度久賀・大島処理区（棕野）管路施設整備工事第3工区であります。

取り消しの理由につきましては、入札後に積算疑義申し立ての期間が設けてありますが、応札した指名業者から積算内容の誤りについての申し立てによるもので、この申し立て内容について調査した結果、積算に誤りが認められたので、入札を中止いたしました。その内容といたしましては、引用すべき単価の誤り等であります。

取り消しになった案件につきましては、関連工事との調整が伴う工事を除き、積算設計書を修正した後に、改めて同じ指名業者で入札を執行しております。

違算の原因につきましては、積算内容のチェック不足、積算内容の理解不足、思い込みによるチェックの不足等が上げられます。

積算ミス防止に向けたこれまでの取り組みといたしましては、研修会資料による積算担当者への周知、また、違算が発生した際、事案について他の事業課に報告し、注意喚起に努めておりますが、これまでの実態を踏まえて、チェックシートの活用やダブルチェックの徹底について見直してまいりたいと考えております。

次に、2点目のことですが、事実の公表についてであります。現在、入札のほとんどが指名競争入札により執行されております。違算等により取り消しがあった場合、応札のあった指名業者に対しまして、違算による当該工事の入札取り消しの通知を行っているところでございます。

今後においても同様の対応と申しているところでございますが、当然ながら、着工等の遅れによる住民への生活に大きく影響があるなど、周知すべき事象が発生した場合などには、適宜、対応したいと考えております。

いずれにいたしましても、違算による取り消し等は、特に業者さんへの大変な大きな負担になり、ご迷惑をおかけすることでありまして、再発防止には最善を尽くしてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） 平田健康福祉部長。

○健康福祉部長（平田 勝宏君） 吉村議員さんの、町民の健康づくりについての御質問にお答えいたします。

はじめに、禁煙・減煙への取り組みについての御質問でございますが、吉村議員さんの御指摘のとおり禁煙・減煙への取り組みは、町民の健康寿命の延伸を図る上で重要な課題の一つであると認識しているところでございます。

本町の疾病構造については、がん、心疾患、脳血管疾患に代表される生活習慣病が増加してお

り、死因の半数を占めている状況でございます。

喫煙は、がんのリスクを高める要因の一つであるとともに、循環器疾患、呼吸疾患、糖尿病、歯周病等、さらには周産期の異常の原因となり、受動喫煙によっても健康被害は生じることと広く認知されているところでございます。

そのことから、平成28年3月に策定いたしました第2期周防大島町健康増進計画において、たばこ対策を町民の健康に関する重要な課題の一つと位置づけ、たばこの害についての普及啓発や各種健康教育、健康相談や保健指導等を行い、医療機関や関係機関、団体と連携しながら禁煙支援を進めており、今後も引き続き、受動喫煙を含む喫煙防止や禁煙支援を柱として、たばこ対策の一層の充実を図り、町民の健康づくりを総合的に推進してまいりたいと考えております。

次に、望まない受動喫煙から守るため、まずは、町内公共施設において、受動喫煙を防止するための措置を講ずるべきとの御質問について、お答えいたします。

山口県では、平成18年3月に、完全空間分煙を基本とする分煙のほか、防煙、禁煙支援を柱とする山口県たばこ対策ガイドラインが策定され、平成23年3月に、たばこによる害のない社会の実現に向け、ガイドラインが策定されております。

そのガイドラインにおいて、たばこ対策の取り組みの中心となる柱の一つに、受動喫煙防止が掲げられており、公共的な空間における受動喫煙防止対策について、施設種別ごとに基準が示されているところでございます。

具体的に申し上げますと、子どもや健康に問題がある者等が定期的にご利用する施設として、学校、医療機関、医療施設等については、原則、敷地内禁煙。また、庁舎、体育館等の官公庁、健康増進施設においては、原則、施設内禁煙、その他、外部の人が多く利用する施設においても、原則、施設内禁煙となっておりますが、禁煙が困難な場合は、適切な受動喫煙防止対策を講じることとなっております。

県のガイドラインに沿って、本町の公共施設においては、その基準をおおむね満たしているものと認識をしております。

今後は、今国会で審議中の健康増進法の改正や、基準等の見直しが行われた場合には、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙に関する知識の普及や受動喫煙の防止に必要な措置を推進してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） 御答弁ありがとうございます。

厚生労働省も喫煙を疾患として認識し、禁煙指導を機序して積極的に進めるという方針を打ち出しました。

喫煙者の多くは、実は禁煙したいと思っているができないのが現状だと聞いております。禁煙

教室の開催、禁煙外来の促進利用など、助成などするようなことについてはいかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 平田健康福祉部長。

○健康福祉部長（平田 勝宏君） ただいま、吉村議員さんより禁煙教室の開催、禁煙外来への助成についての御質問でございますが、たばこの害に特化した普及啓発活動や禁煙教室は、現在、開催しておりませんが、先ほど吉村議員さんの一般質問において御紹介いただきましたように、減塩や運動など健康づくりについて本町において総合的な取り組みを行っており、周防大島町健康増進計画概要版の全戸配布や広報紙等において受動喫煙や禁煙について周知を図っており、今後とも引き続き、この取り組みを継続してまいりたいというふうに考えております。

また、禁煙外来の受診の助成についてでございますが、受動喫煙を含む喫煙が健康を害することについては十分認識しておりますが、禁煙外来に対する助成は困難であると考えておりまして、今後とも健康相談や保健指導等を通じて、禁煙をしたい方には禁煙外来を実施している医療機関の紹介や保健指導等を行ってまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） 私の認識不足で、既にいくらかの施策があるということで失礼をいたしました。

私も、実は禁煙外来を利用してやめることができました。2週間薬を飲むんですけども、だんだんたばこが嫌いになってきて、最終日は、最後、自分の意思なんですけども、たばこを持たずに外出すると、それ1日で、誕生日に合わせてやったんですけども、最後の13日にたばこを持たずに外出して、無事に帰ってこれて、それで禁煙に成功しました。翌日以降は、1日やめたのだからという意地が働いて禁煙に成功しました。ぜひとも皆さん、町民の皆さんもたばこをなるべくやめていただくようお願いしたいと思っております。

済みません。それで、受動喫煙のほうなんですけども、大島庁舎周辺を例に挙げますと、庁舎の裏側と文化センターの入口横に吸い殻入れがございます。特に喫煙所と明記されておきませんが、これではですね、私も実際、私の駐車スペースの真後ろが吸い殻入れなんですけども、ちょっとでも窓を閉め忘れると、帰りはたばこ臭い、受動喫煙をさせていただいております。

できればきちんと、望まない受動喫煙が起きないように喫煙所をしっかりと設置していただいて、吸っていただきたいと思っています。

これについてどうでしょう、庁舎の隅っこのほうにきちんと囲って喫煙スペースを設けるなど、作ってみてはいかがでしょうと思うんですが、総務部長いかがですか。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 吉村議員さんの御指摘のとおり、この駐車場のところに灰皿等置いております。それが支障があるようであれば、ちょっと検討させていただけたらと思いま

す。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） 済みません。私のためでなく、受動喫煙を望まない人のために、ぜひともしっかりとした分煙のできる喫煙所を各庁舎に設けていただきたいと思います。

それで、今月初めに産経新聞のニュースサイトにこのような記事がありました。大阪府は5日、喫煙のため勤務時間中に職場を繰り返し抜け出したとして、健康医療部の男性職員を職務専念義務違反で訓告処分とした。平成28年4月からの2年間で、計440回100時間以上に上った。府によりますと男性職員は一日に数回、各15分程度、無断で自席から離れ、たばこを吸っていた。ことし3月上旬に外部から通報があり、勤務中の行動を確認、喫煙のために抜け出していたのを確認し、聞き取り調査をしたとあります。府は、庁舎内を全面禁煙としているが、休憩時間中に限って周辺の喫煙所の利用を認めているとあります。

それで、周防大島町では、勤務中の喫煙について何か決めごとというか、規程がございませうでしょうか。お願いします。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 特に決めごとはございません。それぞれの庁舎においては、施設内禁煙という位置づけになっております。職員がその場に行って喫煙をするというところについては、勤務場所内の喫煙であるという認識で今はおります。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） 抜け出しについては特に決めごとがないということで、仕事を抜け出してたばこを吸いに行くというのは特に黙認されていると、認識でよろしいでしょうか。たばこを吸わないほかの職員から不満の声は上がっていませんか。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） まず、ほかの職員からということにつきましては、ちょっと私の方には耳に届いていないところはございます。それと、職員が喫煙をする場合については、離席ではなくて、やっぱり勤務場所による喫煙というふうに認識しておりますので、離席による喫煙をしておるといふところはないというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） ありがとうございます。

では、私のところに次のような声が寄せられておりますので、紹介をしましょう。何度も席を外し、やっと帰ってきたかと思えば、たばこの臭いを漂わせ不快だと、次に、抜け出し喫煙を許すのであれば、非喫煙者にも同じだけの時間の自由時間を与えるべきだ、抜け出し喫煙の間は仕事をしていないので、給料から差し引くべきだと、非喫煙者の職員から預かった声であります。

このような声については、いかがお受けとめでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） ありがとうございます。

御質問の、勤務中の職員の喫煙時間の設定でございますが、職員の喫煙につきましては、屋外の喫煙とし、職務に専念する義務から逸脱していない範囲内であろうというふうに思っております。また、執務に影響を及ぼすことのないよう、最小限の時間としての喫煙ということで御理解をいただきたいと思っております。

議員さんの御報告は真摯に受けとめます。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） ありがとうございます。

喫煙をされている職員の皆さんも、自身の健康、健康寿命の延伸、望まない受動喫煙を防止するため禁煙に努めていただくといいのかもしれませんが、禁煙によるストレスで職務の遂行に支障をきたす場合もあるかと思っておりますので、また、非喫煙者が一切納めておりませんたばこ税を納入していただいております。これからも健康に留意されまして、たばこをなるべく控えながらも吸っていただいて、税金を納めていただきたいと思っております。

それで、喫煙者のたばこを吸う権利と非喫煙者の不満の解消に向けた職場環境を設定すべきではないかと考えております。あくまでも、仕事にたばこを吸うなといっているのではございません。両方がいような環境づくりをぜひともつくってあげてください。

それで、この件の最後に、今月の周防大島の広報に周防大島町の男性の健康寿命が県内最下位という記事がありました。禁煙もいくらかの原因があるかと思っております。今こそ、健康について本気で考えてみませんかここに書いてあります。

健康のため、また、健康寿命を延伸するため、また、大切な家族を受動喫煙から守るため、禁煙・減煙の施策を積極的に講じていただくことを執行部に申し上げまして、議員各位におかれましても、自身の健康のため、町民の皆様へ受動喫煙の被害を与えないよう努力をしていただき、まずは煙のない町議会を目指すことに御協力を賜りますようお願い申し上げます。

では、指名競争の件に入ります。

1つ気になる点があるのですが、平成29年度久賀・大島処理区管路施設整備工事第4工区についてですが、7月4日に入札が行われまして、疑義申し立ての末、入札が取り消しとなっております。その後、去年の入札結果を見ますと、この4工区がなくなっているのですが、この工事どこへ行ってしまったのでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） 吉村議員さんの御質問にお答えいたします。

その前に、設計書の違算につきましては、入札の中止や延期により事業の進捗の遅れ、また、応札者の方の積算に要する時間など大変な御負担となり、大変御迷惑をおかけいたしております。改めておわび申し上げます。

さて、御質問の件でございますが、再発注しなかった理由につきましては、当該施工箇所は、県が推進工法で施工する管と町が施工する管を接続する場所であったため、手戻り工事をなくすため、県の代行工事と工事期間を重複させる必要がございました。このため、県の発注に先立って当該工事を発注いたしました。違算により入札の取り消しになり、再入札の準備をしておりませんでした。

しかしながら、柳井土木建築事務所から当該区間の工事を翌年度以降の発注とする旨の連絡がございましたので、町においても発注を見直さざるを得なかったというのが主な理由でございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） ありがとうございます。町長、部長からもおわびの言葉をいただきました。

ちょっと、もう一度お伺いします。取り消し理由の違算、なぜ起こるのか、もう一度お聞かせください。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） なぜ違算が起こるのかということでございますが、今の入札の現状、状況を申し上げますと、非常に細かい、極端に言えば10円とか100円とか1円とか、そのような単位で——今は100円単位、1,000円単位になるの、（「1円……」と呼ぶ者あり）1円……というようなチキンレースのような、そのような積算の競争になっておるわけです。ですから、競争入札の力がすごく働いているという面からすれば、非常に競争入札、指名競争入札として機能しておるというふうに思うわけですが、しかしながら、すごく積算に対するシビアなこともしていかなければ競争入札に勝てないという、落札しないという状況になります。

そうしたことから、すごくシビアな積算、そしてシビアな設計積算ということにもなっておると思います。言うなれば、いくらシビアになっても、そのシビアなのが当たり前のことから、きちんとした積算をすれば、それはきちんとした積算結果が出るというふうに思いますが、理由はたくさんあるとは思いますが、そのようなチェック、はっきり言えば、そのチェックにミスが出ておるということだと思えます。

もう少し、この制度自体に関しましても、何らかの方法があるのではないかとこのように、いつも内部でも話しておりますが、しかしながら今のこの状況では、積算ミスを防ぐということに

については、非常に、それぞれの積算担当者に気をつけていただく、そしてまた、さらにダブルチェックをかけるということがよくあるんですが、実は、ダブルチェックをかけるというのは非常に難しいといえますか、同じ設計を別の方が、また、全く同じようにやってみるということになるわけで、そこに労力とか時間もあります。

しかしながら、積算を担当している職員にきちんと気をつけていただく、そしてまた、その積算能力を高めていただくということだというふうに、それが唯一の解決策だというふうに思っておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） ありがとうございます。

しっかり気をつけていただいて、違算がないようなシステムをつくっていただきたいと思えます。業者のほうも2人、3人体制でダブルチェック、トリプルチェックをして、ようやく入札にこぎつけて、くじを引く権利を得るために多額な費用を要しております。業者のためにも、町民のためにも違算のないシステムをつくっていただきたいと思えます。

それで、入札の取り消しの通知についてなんですけど、入手しました。指名競争入札の取り消しについて、日付があって、同年7月に……入札は積算内容に誤り……取り消しますと、ただこの簡単な、取り消します、とあります。ここには、ごめんねの一言もなければ、申しわけないという気持ちが感じられないんですが。

他県の例なんですけども、インターネットで調べますと、入札の取り消しで検索すると、ぱっと出てきました。これは相模原市なんですけど、工事入札の取り消しについて、まず、本件について関係する方並びに市民の皆様に御迷惑をおかけしたことを深くおわび申し上げますとあって、その後に工事概要、取り消し理由、経過、原因、今後の対応、その他、全てこのように申しわけない気持ちをいっぱいに出しております。

先ほど、町長の御答弁ありましたけども、これからも取り消しの通知で、特に公にはしないということでございます。ちょっと町長、少しおわびの言葉はいただきましたが、少し残念な気持ちになりました。10年前を思い出しましょう。一緒に戦いましたあの選挙戦、真面目に、誠実に、地道に、謙虚に、そして確実に。誠実に、謙虚に、その辺ももう一度思い出していただきたいと思えます。

それで、再発防止についてなんですけども、適切な人員配置とか専門的な知識を要する技術者の採用も必要ではないかと考えますが、そのようなことは考えていないでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 取り消しの通知書なんですけれども、確かに言葉不足のところもございましたので、ここについては訂正をさせていただきたいと思えます。

ただ、ホームページ等での周知という件については、今、例を出していただいたんですけども、一般競争入札の場合においては公告という手法をとりますので、当然ながら取り消し等があれば、ホームページ等でやはり内容等を御報告といいますか、お知らせする必要があるかと思えますけど、本町は答弁にもございましたように、本町は主にほとんどが指名競争入札でございますので、そういう場合についてホームページ等で掲示されておる例があるのかどうかということもちょっと調べてみたいと思えますけど、指名競争ですので、業者さんもわかっておりますので、今の現行の形でさせていただきたいと思えます。

取り消し通知文書について、おわびの気持ちが伝わらないということでございますので、その点につきましては改めていきたいと、丁寧に対応させていただきたいと思えます。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） ありがとうございます。

では最後に、執行部におかれましては、これまで以上に使命感、責任感を持っていただいて、職業意識の向上に努め、職務遂行能力をさらに高めていただき、町民からの信頼を失墜させることのないよう申し上げ、また、禁煙・減煙に努めていただくことも重ねて申し上げまして、私の一般質問は終わります。

長時間にわたり、ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、吉村議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、13番、小田貞利議員。

○議員（13番 小田 貞利君） 通告を行いました3点について質問をいたします。

まず、防犯カメラの設置についてであります。町内の漁港等において、船外機やバッテリー、漁具等の盗難が多発しております。また、高齢化率の高い本町におきましては、独居の老人が増え、観光客の増加や米軍の再編等も進み、外国人客の増加も見込まれることから、いつ事件・事故が起きてもおかしくない状況となっているため、全町域に対して防犯カメラの設置を必要と考えておりますが、町は、その対応を考えているかどうかを、まず、質問いたします。

次に、電力自由化についてであります。電力の自由化が行われまして、完全自由化されまして2年が過ぎました。多くの企業や自治体でも安い電力会社への契約が変更されていると聞いております。

本町でも、かなりの金額の電気料を支払っていると思えますが、どのぐらいの節約ができていいのか、また、進んでいないのであれば、今後、どのような計画を持っているのかを質問いたします。

3点目の、バス停待合所の設置についてであります。毎年、この時期になると児童生徒が雨の

中、傘を差してバスを待っている姿を目にします。学校の統合が進む中、通学の負担は極力抑えなくてはならないと考えます。バス停の待合所の整備は不十分に思いますが、学校前のバス停、各集落のメインのバス停には風雨をしのげる待合所の設置を望みますが、町としてどのように考えているかを質問いたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 小田議員さんの、防犯カメラの設置についての御質問にお答えをしたいと思います。

防犯カメラの設置は、犯罪抑止に向けた取り組みの一つとして、被害の未然防止や犯罪発生時の的確な対応に有効であるとされており、防犯カメラは、地域住民の方々や通行人等の安心感を高め、防犯意識の高揚を図るとともに、犯罪抑止に大きな効果があるなど、防犯上非常に有効な設備であると認識はいたしておるところでございます。

小田議員さんから御指摘のありましたように、町内の漁港等におきまして漁具の盗難事件が発生していることにつきましては、現状では、全ての港に防犯カメラを設置することはなかなか困難であり、地元警察にも警らを増やしていただくなど、パトロールの強化を求めてまいりますとともに、バッテリーとか船外機などの盗難防止のためにもいろいろ方策をやっておられるとは思いますが、ぜひともまた、自助努力についても進めていただきたいと思います。

次に、全町に防犯カメラを設置するということについてであります。防犯カメラを設置することで、さまざまな抑止力にもつながりますし、犯罪の未然防止や安全対策としての効果があると思っておりますが、反面、監視されていると感じられたり、あるいは映像の管理を含めましたプライバシーの保護などの課題もありますので、防犯カメラの設置につきましては、関係機関との調整を踏まえて、慎重に進めていく必要があるというふうに思っておるところであります。

また、具体的な内容につきましても、町における防犯対策として安全・安心なまちづくりの観点から、より効率的かつ効果的であるかを検討するとともに、財政負担等も考慮しながら、行っていくことが重要であると考えております。

今後におきましては、防犯カメラの設置の先進地とか、または、他の市町村の状況も参考にしながら、より研究を進めてまいりたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 小田議員さんの、電力の自由化についての御質問にお答えいたします。

電力の自由化につきましては、平成12年3月に特別高圧区分の大規模工場やデパート、オフィスビルが電力会社を自由に選ぶことができるようになり、新規参入した新電力の会社からも電気を購入することが可能となりました。

その後、平成16年、平成17年には、小売自由化の対象が高圧区分の中小規模工場や中小ビルへ拡大し、平成28年4月から低圧区分においても電力会社が選べるようになり完全な自由化となったところでございます。

新電力の事業者につきましても増加してきておりまして、平成30年5月現在では478事業者となっております。

近隣の自治体の導入状況を申し上げますと、柳井広域1市4町ではどの市町においても導入していないところでございますが、県内においては、下関市や防府市において入札により新電力の導入を行っているように伺っております。

本町におきましても、現在まで中国電力を含む各電力供給会社から提案を受けていたところではございますけれども、各社からの提案内容が多様であることから、内容の検討に時間を費やすこととなっております。

また、ある事業者からは、LED照明に変更して電気料金を削減する提案も受けておりましたが、年間のサービス料が電気料金の削減額を上回るものでありました。

そうした状況の中、本町に提案された新電力会社におきまして、倒産する事態が発生した経緯があり、本町といたしましても慎重にならざるを得なかったということも事実でございます。

しかしながら、今後の経費節減のためにも使用電気量の縮減も含め電気料金の削減を検討する必要があると考えております。

そのため、施設の電気使用状況等に応じた契約形態に移行する方向で、まずは、病院事業局において今年5月に見積入札や料金プランの見直し等により契約の変更を行っております。

しかし、24時間電気を使用している病院と夜間にほとんど電気を使用しない庁舎等では使用形態が違ふことから、さらに検討が必要とは思われますけれども、県内の新電力導入状況も勘案しながら、電気料金の削減に向け、早い段階で導入に取り組みたいと考えております。

なお、平成21年11月に始まりました、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による太陽光発電設備の設置後10年間の固定買取価格の補償期間が満了いたします、いわゆる2019年問題についても注視していく必要があるのかなというふうにも思っております。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） 小田議員さんの、バス停待合所の設置についての御質問にお答えします。

町内には国道・県道沿いを路線バス、スクールバス、町営バスが運行し、それぞれの箇所バス停待合所が設置されております。

バス停待合所の設置につきましては、バス待合所設置事業補助金交付要綱に基づき、地元自治会から申請書と事業計画書を添付して提出していただいております。

事業計画書の中にある見積額等を確認し、待合所の建設に要する経費または補助金の上限であります32万円のいずれか少ない額で自治会に補助金として支払っております。

また、バス待合所を建設する場合は、国土交通省の道路法の基準に基づき道路管理者である県土木事務所に対し、道路管理上支障がない場合でも、道路占用許可が必要となっております。

バス待合所の建設にあたっては、地域の要望には答えていきたいと考えておりますので、建てる場所、建設費を考慮したうえ、申請していただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 小田議員。

○議員（13番 小田 貞利君） まず電力ですが、まだ、検討はしたがやっていないと、提案があったところの電力会社も倒産をしたところもあるから慎重にやらなければならないというような答弁でありましたが、実際、電力が完全自由化になる前から、もし自由化になった場合は、もしそういう新しい電力会社が倒産した場合でも、東電と関電が責任を持って買い取るというのが前提にあったと思います。それがあんだから、こういうのは答弁にならないですね。そういう会社があったらどうするんかというように、そういうところをもうちょっと考えていただきたい。

先日、総務課のほうで、周防大島町の電力はどのくらい支払っているのかと聞いたら、大体1億9,000万円ぐらいというふうに聞きました。これはもう病院のほうも含めてかどうか分かりませんが、一般的に電力会社を今までのところから新電力に変えるというだけで、平均5%から15%の間で安くなるというのが世間一般的な常識です。

さらに、先ほど言われましたように、病院と庁舎ではかなり違ってくるとは思いますが、庁舎の場合は、例えばこの議場におきましても、年間何十日しか議会がない、365日のうちの何十日、ということは、もう7割、8割近い部分が使っていないわけです。でも、中国電力の契約方針というのは、もうキロ数に応じて契約して使用料と別に二段立てになっているというわけですから、明らかに使っていないことが多いということは、かなり安く押さえられるという、各庁舎においてはそういうことが全て言えるのじゃないかと。

例えば、1億9,000万円の部分が平均の10%下回るということ、電力会社を変えるだけで、ということは年間1,900万円が経費節約になると思います。これは、病院の部分も入っているかどうか分かりませんが、大変いつも苦勞されておられます病院経営につきましても、1,900万円というような金額が減れば、かなりのメリットがあるんじゃないかと思います。

そういうことを踏まえて、もう一度どのぐらい計画をしているんかという、いろいろな提案があったかもしれませんが、そういったことを踏まえてもう一度、答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 小田議員さんのおっしゃられるとおり、間違いなく、新電力のほうに参画すれば、おそらく電気料金の軽減は図れるというふうに思っております。

ただ、うちといたしましても、計画としてはまずは病院をやらせていただきまして、早いうちに、議員さんの御提案のように、他の庁舎とか公共施設につきましても早い段階でそちらの方へ移行させていただけたらというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 小田議員。

○議員（13番 小田 貞利君） 今、電力会社同士で戦いが始まっています。関西電力、東電、中電、四電、九電、一番びっくりしたのが、どっかのニュースで見たんですが、全国のセブンイレブンが関西電力の電力を使用するというような、もう時代に来ちよるわけです。中国電力にこだわる理由は何もないと思うんです。極端に言えば関西電力に変わるだけで、先日、関西電力全体の5%ぐらい下げたというニュースがありました、それ以前でも中電より安いんです、関西電力のほうが。なおかつ5%安くなった。もう中国電力から関西電力に変えるだけでも10%近いことが安くなる。部長が言われたように、何の心配もすることないですよ、中電から関電に変えるんですから、そういったことです。

ぜひ積極的に考えていただいて、大体、町だったら20%ぐらい安くなるんじゃないかと思います。病院は10%ぐらいかなという気がするんですけど、ぜひ進めていただきたいと思います。

次に、バス待合所の設置ですが、今、部長のほうから説明がありましたように、各自治体から要望があったことについては、その要綱にあわせて32万円を上限にやるというのはわかっています。

僕の質問の要旨は、学校が統合されて、今まで小学校は歩いて行けるところだったわけです。そういうことがだんだん閉校とかありまして、中学校の統合がされて、第2回目の統合もされよう。そういった中で、通学距離は長くなる、しかも、雨が降るときの待合所が普通に屋根もないようなところ、しかも2、3人入れるようなところ。何も進められていない。これは、今までの要綱で各自治体から要望をもって応えるのではなくて、学校、教育委員会として学校統合を進めていく上で、どういうふうに考えるかというような方向での答えが欲しかったわけです。

その辺、ちょっと教育長、急ですがどうでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 御質問にお答えします。

おっしゃるとおり、子供たちがどこで待つかというのは大きな問題だろうと思います。ですから今、魅力化検討委員会をもう少しで立ち上げる予定ですが、次年度、来年度には、統合準備について通学路とか、スクールバスをどこに停めるかと、あとは校区、校章等も詰めてまいりたいと思います。

その中で御提案いただきましたように、子供たちがどこで待つか、そのときのバス停の環境とかも検討してまいりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 小田議員。

○議員（13番 小田 貞利君） 学校の統合にあわせてと言いましたが、基本的に油田地区にはもうほとんど学校がありません。油田小学校はあるんですが、もう人数が少なくて、その地区からの子供たちなのでバス停の問題はないんですが、森野小学校、城山小学校、東和中学校、旧東和で言えば、その3つになるんですけど、ほとんどそういうところは整備されていないのが現状です。

ことし、びっくりしたことに森野小学校、町長もびっくりされておりましたが、10人の子供が入学したとか、多分、その地区だけじゃないと思うんです。よその地区からも来るような、当然、バスの通学とかいろいろなことが考えられますので、それと将来、久賀に集中する中学校の問題とか、周防高の生徒たちの待合場所、以前は橘庁舎の空き室とかロビーの辺を使って待っていたような気がしますが、今、橘庁舎も新しくなり、そういったところもないんじゃないかと、今、新校舎建設されていますが、そういったことを総合的に含めて、全体での計画をしていただきたいと思いますが、教育長もう一回、一言お願いします。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 学校だけの通学のバスですと学校に入れるんですが、白木線で混乗の場合は、今、申しあげましたように森野、駐車場で乗る形、あるいは東和の場合でしたら、体育館の前で乗る形になっています。体育館の前は少し枠があろうかと思うんですが、その辺ちょっと私どもも見落としていたとこですけど、可能であれば、32万円の範囲でできないかな含めて、自治会の要望を含めて、どこが要るかというのも少し検討させていただきたいなと思います。

ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 小田議員。

○議員（13番 小田 貞利君） 最初の防犯カメラの設置ですが、本当に漁港で、アイ・キャンの防犯カメラがあるところは、一切そういう問題は起きていません。比較的、人目につかないような、例えば逗子ヶ浜であつたりとか、そういう、船は結構おるのに人目がないようなところは、そういう被害が多数出ております。

その防犯カメラもピンからキリで、何千円から何十万円ということになると思いますが、先ほどの町長の答弁では、全ての漁港には難しいというような話もありましたけど、そんな大した金額じゃないような気がするんです。漁港に一つずつ付けたとして、2、3万円ずつのを付けても、全部で30カ所、40カ所ぐらいのことで済むんじゃないかなという気がします。

ぜひ、慎重に検討していただきまして、できる限りで構いませんので、来年度の予算にでも少しずつでも入れていっていただきたいと思います。

また、各個人の防犯カメラの意識、個人の家につける防犯カメラの意識も今から変わってくると思うんです。いろんな、ひとり暮らしの人が多くなって、また、隣近所がもう空き家ばかりで、すぐ隣に声をかけても聞こえないというような非常に寂しい現状において、そういった防犯カメラの意味というのは、いろんな面で大きく価値が上がってくるんじゃないかと思います。

例えば、希望のある個人に対しては、防犯カメラを設置するには2分の1を補助する、上限を決めないとかですね。そういうことも考えられると思いますので、ぜひ、そういうことも検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 議員さんの言われるとおり、防犯カメラの抑止力というのは相当のものがあろうかと思えます。

議員さん言われるように漁港施設、また、個人であったり、町全体であったりというところに、どういうふうにやっていくかというようなことも含めて、検討はさせていただきたいと思えます。

○議長（荒川 政義君） 以上で、小田議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩をします。

午前11時48分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番、砂田雅一議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 大きな柱で2つの問題について伺います。

まず、米軍岩国基地をめぐる問題について何点か伺います。

今議会の町長の行政報告にあったように、岩国の米軍基地は、所属する航空機の数においても最新鋭のF35の配備など、その質においても、兵士の数の点においても極東最大級の米軍基地になりました。

そもそも米海兵隊が海外に常駐しているのも、アメリカの空母が母港をアメリカ以外の国に置いているのも、世界広しといえども日本だけになっており、世界的にはあちこちの軍事同盟が解消されてきているのに、日本だけは日米軍事同盟べったりで、中は占領国のような状況が続いている中での岩国基地の大幅な増強であり、日本の主権を脅かすだけでなく、この間、米軍機による爆音の被害が町民の方々からたくさん出されています。

特に屋代地区や三蒲地区、沖浦地区の方々から声を伺いました。小さい子供を連れた若いお母さんは、こんなにうるさいのが続いたらノイローゼになりそうだと言っておられたし、ある方は、

寝ていても、落ちてくるんじゃないだろうかと思うほどの大きい音で眠れんようになる、そういう声も伺いました。爆音のひどさは予想をはるかに超えてひどいものだという声もたくさん聞きます。

町に対する電話での苦情件数も増えていると聞きました。町当局は、この艦載機の移駐を容認するという態度をとっていますが、こうした町民の皆さんの日常生活への被害について、どのように把握しているのか伺います。

また、今でも受入容認の判断が間違っていないかどうかもお伺いいたします。

椎木町長は、昨年6月議会での艦載機の移駐を認めるかどうかの議論をしている時に、岩国市長の判断を参考にすると何度も発言しています。岩国市長は、昨年5月21日と23日に岩国市内4カ所で住民説明会を行っていますが、その説明会で配られた資料の中にも、岩国基地において空母艦載機等によるFCLP及び事前集中訓練を実施しないよう要望をしていることに関して、岩国市は、恒常的なFCLP施設が特定されるまでの間、米国は引き続き硫黄島で空母艦載機離発着を実施する旨確認されているとしています。

つまり、FCLPなどは行わないことを確認したから艦載機の移駐を容認したとしています。

このFCLPやCQなどが本町の住民の皆さんに多大な爆音被害をもたらすことは、行政当局も認めているからこそ、これらを岩国基地で行わないよう求め、防衛省も岩国では行わないと回答したのです。だから艦載機を移駐しても大丈夫だということにしたと思うのです。

これに対して大きな疑念が出ています。ことし2月21日に中国新聞で報道をされた岩国航空マニュアルには、岩国基地でできる訓練の一つとして、このFCLP空母離発着訓練のやり方が詳細に書き込まれています。例えば、FCLPは3機まで同時に行うとか、高度600フィート、つまり約180メートルという異常に低い所を飛ぶだとか、昼間も夜間も行うなどなど、この報道に基づいて、4月9日に参議院決算委員会で日本共産党の仁比聡平議員が質問し、政府がこのマニュアルの存在を、またはその中身を事前に知っていたのではないかとただしています。

FCLPにしる、NLPにしる、米軍は岩国基地でやると言ってきている。米軍のホームページにはそのことがずっと出ていたし、このマニュアルは米軍から日本の航空局や政府、自衛隊などにも渡しているとしているのに、政府は国民にそれをひた隠しにしてきたのではないかとこの疑念が生まれているのです。

岩国基地周辺の首長さんたちが、このマニュアルの存在及びその中身を知っていたかどうかはわかりませんが、ホームページには掲載されていたわけですから、知り得る状態であったことは間違いありません。

岩国基地ではFCLPは行わないという回答が防衛省からあったという間違った情報、または間違った認識で艦載機の移駐を認めてしまったのなら、周防大島町としても艦載機の移駐につい

での認識を改める必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

米軍が岩国基地でFCLPやNLPを行うと言っている以上、政府がどう取り繕うが、米軍の方針は変わらないと考えるほうが町民の立場に立つことになることは間違いのないと思います。

このマニュアルは、中国新聞で報道されたあと、ホームページから姿を消してしまいましたが、撤回されているわけではないとしています。

町長は、市長の判断に追従する意味のことを表明してきましたが、周防大島町の町民の安全・安心を守る責務のある町長として、この事態をどのようにとらえ、考えているのか伺うと同時に、艦載機の移駐について、移駐の容認の考えを変えるつもりはないのかも伺います。

次に、1971年に設置された岩国日米協議会で、岩国基地の運用について16項目の確認事項があります。通告では、この16項目全てを伺うとしていますが、時間の都合で飛行についての8項目と、着艦訓練についての3項目、3つの項目についてお示しくくださるようお願いします。

この確認事項は、岩国市はもとより、周防大島町に全ての項目について合意され、確認されているものと理解しているのかどうかも伺いをいたします。

この確認事項は、しばしば米軍によって破られることが多いという印象を持っていますが、町民の多くがこの確認事項を知ることが重要だと考えます。その上で、例えば、夕べは夜11時以降にも飛んでいたとか、盆なのにやかましかった、3機以上の編隊飛行でうるさかったなどの情報を役場に集中していただくことを呼びかけてほしいと思うのです。

この確認事項の関連部分だけで、広報などで知らせていくことを求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

さらに、爆音による被害の実態を町としても詳細につかむ必要があると思います。艦載機の移駐を機に、国が新たに2カ所の騒音測定器を周防大島町に設置しましたが、大島の南側には測定器がありません。町独自の測定器を必要な所にさらに設置することを求めます。

また、大島上空は着陸コースの真下に当たり、米軍機はしばしば旋回をしながら大島上空を飛んでいます。米軍機が実際にどのように飛行しているのか、その実態を把握するために監視カメラの設置も検討することを求めます。

町に対する苦情について、今は電話による苦情ということになっていますが、メール等による苦情のサイトの設置や、爆音の苦情に限り、例えば、0120番にするなどで無料化することも検討をお願いをしたいと思います。

行政報告でされた艦載機移駐についての経緯や内容については、答弁は要りません。できるだけ簡潔に要点をついた答弁をお願いをいたします。

次に、国民健康保険制度について、特に税負担の軽減を求める立場から伺います。

今年度から国民健康保険制度の多くの部分が県に移管されました。これまで本町の国保制度は、

基本的には単独で運営されてきましたが、本年度から周防大島町と山口県が共同で運営する制度になっています。

新制度になったとはいえ、国保税の税額や税率を決めるのは、県ではなく、町にその権限があることに変わりはありません。一方で、国保の財政は都道府県が管理するようになり、各市町村の国保税の算定式や集め方、医療給付費の水準について、指導や意見を言う権限が県に与えられました。

これまでの国保財政は、基本的には独立採算で運営しているとしてきましたが、今年度から県が一括で管理し、町の国保の運営に必要な財源は納付金という形で本町に割り当てられることとなります。

その納付金の額を県は周防大島町に示すときに、同時に標準保険料率を提示することになっていますが、この標準保険料率はあくまでも参考にする金額とされています。税を決めるのは本町の自主的な課税権に基づいた国保税とすることを求めたいと思います。

そのことを前提にしながら、きょうは、まず一般会計から国保会計への繰り入れのうち、国及び県絡みで規定されているものを除く町費単独の繰り入れについて伺います。

この繰り入れの呼び方について、県が出している国保運営方針では法定外繰り入れと呼んでいるので、きょうはそう呼ぶことにします。

本町は、決算ベースで、26年度では1,900万円余り、27年度では1億7,000万円余りの法定外繰り入れが行われています。平成27年度には国保税の値上げが行われましたが、決算では黒字になり、この法定外繰り入れは、28年度、29年度と行われていません。値上げされた結果、こういう結果になっていることについても議論の余地はありますが、それはまた別の機会に譲るとします。

この法定外繰り入れについて、政府、厚生省は、法定外繰り入れを第1期の国保運営方針が終わる2023年までに解消することを各自治体に求めています。つまり、6年かけて法定外繰り入れをゼロにするよう求めています。

しかし、法定外繰り入れをゼロにすると、必然的に町の財源を補うために国保税の値上げが起きてしまいます。実際、今回の国保制度の県単位化によって、全国の4割の自治体で国保税の値上げが行われていると厚生省が3月30日に発表しています。

本町では、平成27年度に医療分、支援金分、介護分の全てで値上げが行われ、特に医療分の値上げは大幅な値上げが行われています。平成27年4月16日の衆議院本会議で、この法定外繰り入れについて、政府は、自治体で御判断いただくということを答弁しており、これが正式な見解であると思います。

周防大島町としては、この法定外繰り入れの解消という政府、県の方針について、どういうふ

うに考えているのか伺います。

また、国保会計が赤字になっても、今後、法定外繰り入れは行わないという方針で臨むとすると、その年の会計処理はどのように行うのか。つまり、ゼロ決算ではなく、赤字の決算として処理していく方針なのか、または税の引き上げに結びつくことになるのか、その考え方、方針を伺います。

国保の2番目として、国保制度が、扶助の制度ではなく社会保障の制度であることから、法定減免以外の国保税の減免制度の創設、またはその充実を求めます。

国保世帯には、周防大島町の基幹的な産業である農業や漁業者、高齢者、低所得者、年金生活者などが加入されています。特に、本町では所得の少ない方と高齢者に対して配慮が必要だと思います。

また、大島の未来を支えている子育て世代の被保険者に対しても、国保税が高くて払えないという声に答えていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

例えば、ほかの自治体では、18歳未満の子供たちにかかる国保税の均等割の全額、または5割程度減免するというところを行っている所もあります。

また、低所得者に対する減免制度としては、国の法定減免、7割、5割、2割軽減の対象にならない世帯の均等割、平等割、いわゆる応益割の部分の国保税を1割軽減するという制度をつくらせている自治体もあります。こうした例に倣いながら国保税の減免制度の検討をお願いいたします。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 砂田議員さんの、米軍機による騒音被害とその対策についてという御質問をいただきましたので、お答えをしたいと思います。

まず、1点目の移駐完了に伴い、爆音に対する町民の被害実態は想像を超えるもので、町への苦情件数も増えている事態についてという御質問でございますが、私は、昨年6月27日の本会議におきまして、さまざまな状況を総合的に判断し、周防大島町長として、苦渋の選択ではありますが、移駐を受け入れざるを得ないとの結論を出させていただきました。

米軍基地周辺の自治体として、町民の安心・安全を確保し、快適な生活環境を守らなければならないという責務もあり、移駐後の一部で騒音が拡大している地域があることに大きな懸念を持っております。そのためにも、その負担を受ける地域には、負担以上に魅力的なまちづくりにつながるような地域支援策が、ぜひとも必要であると考えております。

基地が存在する限り続くさまざまな負担に対し、町民の皆様や議会の御意見を伺いながら、国に対して言うべきことは厳しく申し上げ、町民の不安解消に全力で取り組んでまいりますので、

御理解をお願いいたします。

次に、2点目の岩国基地ではFCLPやタッチアンドゴーなどの訓練は行わないとした、移駐容認の根拠の一つが崩れていると思われるとの御質問でございますが、砂田議員さんの御指摘のとおり、米軍岩国基地の航空運用マニュアルについての新聞報道も拝見させていただきました。航空運用マニュアルに岩国基地では原則行わないとされているFCLP訓練を可能とする内容が含まれ、移駐容認の根拠の一つが崩れていると思われるとのことでございますが、これまでの国の説明は、恒常的なFCLP訓練施設の特定がなされるまでの間、米国は引き続き硫黄島で実施する旨を確認され、今後とも米側に対し、できる限り多くを硫黄島で実施するよう求めていく旨、確認されておりますので、岩国基地での訓練は行われたいというふうに考えておるところでございます。

次に、3点目ですが、1971年に設置された岩国日米協議会における16項目の米軍機の運用ルールについての御質問にお答えしたいと思います。

岩国市と国・県の関係機関、現地米軍は、共同して相互間の問題解決を図るために、昭和46年2月、岩国日米協議会を発足させております。

岩国日米協議会ではこれまで、航空機騒音問題や市街地及び工場群上空飛行問題、米兵等による犯罪問題等、多岐にわたる協議が行われてまいりました。このうち航空機の飛行規制については、昭和46年7月14日から平成3年5月15日までの協議において、16項目の確認事項がなされております。

飛行についてであります。安全上許す限り工場及び市街地の上空を飛行しない。

2番目として、北側、工場側ですが、これに向かって2機以上の編隊離陸は行わない。

3項目めですが、気象条件等が許す限り南側で離着陸を行う。

4項目めですが、市街地上空の飛行高度は4,000フィート、1,219メートルに変更する。

5番目の、お盆の13日から16日は飛ばないようにする。

6番目の、滑走路運用時間、午前6時30分から23時の、それ以外に使用する場合は市に通報する。

7番目の正月三が日は訓練を行わない。

8番目の22時以降のタッチアンドゴー等は禁止する。

着艦訓練についてであります。9番目の、着艦訓練日時は1週間前に通報し、21時以降を原則として行わない。また、盆及び年末年始は避ける。

10番目の、着艦訓練時、工場上空飛行を防止するため、着地点を滑走路5,500フィート、1,676メートルの所に移動し、また、変更があれば市に通報する。

11番目の、着艦訓練時のエンジンテストは原則として避ける。

そのあと、まだエンジンテストの項目や、また、その他の項目もございます。

これが岩国日米協議会の協議された内容で、確認事項であります。

次に、4点目のこの協議会での確認事項であります、16項目の取り決めは周防大島町にもあてはまると理解してよろしいかということでございました。岩国日米協議会は、岩国市と国・県の関係機関と現地米軍によって構成された協議会でありますので、本町には該当いたしていないというふうに考えております。

次に、5点目のこの取り決めを広く町民にも知らせ、爆音に対する苦情とともに確認事項に違反する飛行機についても情報を把握すべきではないか。また、そのための町民に対する広報を行うことについてですが、騒音に対する苦情につきましては、これまでどおり、町が受け付けをしたものを中国四国防衛局に届けるということについては変わりございません。

16項目の確認事項につきましては、岩国日米協議会による確認事項でありますので、本町が直接この確認事項を広報するという立場にはないと思っております。

次に、6点目の、爆音による被害、墜落の不安などに対して、町として独自に爆音の実態を調査すること、米軍機の飛行コースの実態把握を行うこと、そのための町独自の騒音測定器、監視カメラの設置、調査活動についてであります。艦載機の移駐前と、艦載機が移駐したその後において、どのように騒音が変化しているのかを把握することは重要なことと思っております。

そして、その把握は町が独自に機器を取り付けて行うということよりも、国の責務において、その実態を把握することが重要と考えておりますので、国に対しまして、新たな自動の騒音測定器の設置を要望したところでございます。

最後に、爆音等に対する苦情電話の無料化についてでございますが、今のところ無料化については予定しておりませんが、国・県及び関係市町の取り組み状況により検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） 平田健康福祉部長。

○健康福祉部長（平田 勝宏君） 砂田議員さんの、国保制度についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の、国保会計への法定外繰り入れの解消計画についての御質問でございますが、既に御承知のとおり、本年度より都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの中心的な役割を果たし、市町村とともに国民健康保険の運営を担うこととなった、国保の県単位化がスタートをしたところでございます。

そして、運営にあたりましては、平成30年2月にあらかじめ、国民健康保険法第82条の2の規定に基づき、山口県国民健康保険運営方針が策定されております。

その運営方針において、安定的な財政運営の推進を図るうえで、県では、納付金制度の導入や

財政安定化基金の設置に加え、公費による財政支援措置が拡充されることにより、財政基盤の強化が図られ、県全体として、収入と支出が均衡するよう、安定的な財政運営を推進する必要があるとされているところでございます。

また、各市町においても、国民健康保険は一会計年度を収支として行う短期保険の性質上、県への納付金の支払いなどに必要な支出を保険税や公費などで賄うことができるよう、収支が均衡した運営が重要であるとされております。

このため、平成30年度以降、決算補填等を目的として一般会計から法定外の繰り入れを行った場合や、翌年度の収入からの繰り上げ充用が発生した場合は、厚生労働省の区分により赤字と捉え、計画的・段階的に赤字解消及び削減に取り組むこととされており、該当市町は、赤字要因分析と必要な対策を検討・整理の上、目標年次を定めて赤字解消計画を作成することとなっております。

したがって、本町におきましては、本年度に計画策定が必要な要件に該当しないため計画を策定しておりません。

しかしながら、本町の国保財政は、人口の減少に伴い、被保険者数は年々減少し、税収の伸びが期待できない一方、医療の高度化や高齢化の進展などにより、1人当たりの医療費はおおむね年々増加し、平成22年度から平成27年度まで毎年、決算補填のため一般会計から任意の繰り入れを行ってきたところでございます。

また、平成28年度は黒字決算となり、平成29年度においても黒字決算の見込みではございますが、本年度当初予算では、基金から1,413万4,000円を繰り入れるものとした予算編成となっており、財政的には予断を許さない状況にあります。

なお、今後数年間は、一般会計からの任意の繰入でなく、まずは基金の運用による財政運営を見込んでおるところではございますが、将来的な医療費の動向、基金保有額等の状況を十分に精査・分析をしたうえで収支が均衡した運営を図り、保険者の責務として、より安定した国民健康保険の保険運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の、ひとり親世帯、障害者、障害児のいる世帯等に対する国保税の減免制度についての御質問でございますが、御承知のとおり、本町の国民健康保険税につきましては、加入者1人当たりで負担していただく均等割と、1世帯当たり定額で負担していただく平等割とがあり、これらを合わせた応益割合が国保税のおおむね50%となるように設定されております。

国民健康保険税の賦課に際して、受益に応じた応益割と負担能力に応じた応能割とのバランスをとることが、被保険者全体で国保制度を支えるという観点から重要であるとと考えております。

また、国保会計という性格から見ましても、基本的には被保険者の皆様にそれぞれ応分の御負担をお願いすることが原則であると思っております。

ひとり親世帯、障害者、障害児のいる世帯等に対して国保税の減免をした場合、財源確保のためにそれに見合う保険税を他の個人や世帯に求めることとなりますので、負担の公平性が損なわれる懸念があります。財源不足のため、税率改正等の対応も必要となってくることも考えられます。

条例等で定める基準以下の所得の世帯については、2割・5割・7割の軽減制度が講じられていることや、県や町で実施する福祉医療制度があることなど、税負担と医療費助成の両面において一定の配慮がなされているものと考えております。

本町のみでなく、他の多くの市町村で、急速な高齢化や医療技術の高度化により、医療費が増大し給付費が膨らんでいく一方、国保税収入の伸び悩みにより、厳しい財政状況が続いております。

本年度より国保の県単位化がスタートいたしました。本町の国保会計は今後も非常に厳しい運営が続くと思われ。基金の取り崩しにより、何とかその維持がされている状況でございますので、恒常的な財源が必要となってくる減免につきましては、現状では慎重にならざるを得ないと考えております。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） まず、基地の問題からですが、私、いろいろ地域を歩いてみていろんな声を伺った中で、やはり、今までとは全く違った様相というか、被害状況になっているのを感じました。それは数字にもあらわれていると思うんです。

町への苦情電話の件数ですけれども、先ほど、ことしの4月が11件、5月が28件というふうに部長から説明されましたけれども、私は、この10年間、つまり平成20年から平成29年までの苦情件数と、ことしの4月の苦情件数というのを比べてみたんです。

そうすると、4月は10年間で16件、10年間で16件です。ことしは1カ月で11件、それから、5月は10年間で19件、ことしは5月だけで28件。これを見ても、この10年間で苦情を受けた件数よりもはるかに多い件数、4月ははるかにではありませんが、特に5月は、10年間で受けた苦情件数よりも9件も多い苦情がこの1カ月であったわけです。

やっぱり、これが皆さんの爆音に対する怒りとも、悩みとも、そういうものが町のほうにも届けられたというふうに、私は、町長として受けとめるべきではないかと思うんです。

今の、全く去年の6月と同じような答弁を繰り返されましたけれども、それでいいんですかと言いたいところです。

こういう事態に町民の所では実際になっているのに、まだそういう、いろんなお金をもらって事業をやっていきますという、じゃあ、その一人一人の町民の皆さんが実際に困っている姿に本当に目が向かないんだろうかと、そういう思いを今したんですが、この艦載機の移駐が完了した

あと、この事態について、もう一度、町長としてどういうふうを考えているのか。

いろんな所へ行きますと、予想はしちよったけど、これまでとは思わなかったという声を本当にたくさん聞きます。町長は、その点どういうふうにお思いですか。

予想をしていたとおりでというふうに感じられているのか、町にいろんなお金をたくさんもらって事業をやっていくというそのことと、個人個人がどういうふうに困っているかというところを見るのは、やはり民主主義の問題、公のためには個人個人の困っているのは目をつむるというような、そういう立場では民主主義的な考え方ではないと思うんです。

そういう意味で、町民の立場に立ったところから、お金はもらっているけれども、基地の交付金はいろいろもらっているけれども、町民に対して、この2カ月間のこの状態というのはどういうふうに捉えておられるのか、そこをもう少し掘り下げて御答弁いただければと思います。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 4月、5月の騒音の問題でございしますが、確かに4月の終わりごろから5月の初旬にかけて大変大きな騒音に対して、この苦情がいろいろ、件数で今、御指摘をいただきましたが確かにありました。

特に5月8日の日が一番集中的にあったというふうに感じておりますが、この日は、ずっとこの庁舎に詰めて執務をいたしておりましたが、庁舎の中におりましても、ひっきりなしに騒音がずっと発生しておるといような感覚を受けました。

私は、夕方の7時30分ごろ家に帰ったわけですが、家はこれよりもう少し東部のほうにありますので、そこでも夜7時半ごろにまだ相当な騒音が出ておるといふう感じたところでございます。確かにこれまでにない騒音であったと、特に5月8日の一日についてはそう思っております。

これほどまでのことが想定されておったのかということでございますが、私も移駐したらどんなふうになるかというのは、ルートとコンター図しか説明はいただいておりませんでしたので、その実体験をするというのが今回が初めてでございましたので、相当ひどい騒音であったといふうな感じをいたしております。

移駐後の一部で、一部でというのは、大島の中でも特に限られた地域だったと思いますが、騒音が拡大している地域があるということに対しては大きな懸念を持っておりますし、これらのことを軽減することになりますと、どうしても、私たちがどうこうするというわけじゃなくて、国を通じて米軍に対して、その騒音の軽減を申し入れるということになります。これらについて、まず国に対してもきちんと厳しく申し上げて、町民の不安解消に取り組んでまいりたいと思います。

その後に、5月の8日よりあとのものですが、そんなに極端に大きなあれは、5月8日のよう

な形態ですが、そういう騒音の状態は特になかったというふうに思っております。

今現在を見ておきますと、FCLPの訓練、そしてCQという資格の取得訓練等が終わりまして、今現在は空母艦載機が海外に展開しておるということでございますので、当然、岩国基地には艦載機は常駐していないということになりますので、今は従来の海兵隊の航空隊だけの訓練であるというふうに思っておりますが、そういうふうな言い方をすると、今もひどいんだというふうな話が出るんじゃないかと思いますが、いずれにいたしましても、移駐前と移駐後に比べて騒音の拡大地域があるということについては大変大きな懸念を持っております。

ただし、今の状態だけではなくて、例えば移駐前のある程度のスパン、そして今度は移駐後のある程度の年数、スパンをちゃんと比較しながら、きちんと国に対して、米軍に対する申し込み、または申し入れ等について厳しく申し上げて、町民の不安解消について全力で取り組んでまいりたいと思っておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 国に対して言うべきは言うという態度だと思うんですが、言うべきは言うのであれば、やはり実態をまずつかんでいくということがなければ、何を言うかもわからんといえますか、言うべきこともなかなか鋭くならんわけで、その実態をつかむために、この苦情の件数もありますが、さまざまな調査というものを求めたわけですが、それも今のところ何も進展といえますか、いい答弁はないような気がします。

もう一つ、例の航空マニュアルについてです。国会でも町長がおっしゃったような趣旨の答弁もありましたが、しかし、このマニュアルが依然として生きているということであれば、米軍はホームページからは取り下げただけで、そのマニュアルは今も米軍の中にあるわけで、国会では更新をするから今はホームページからはのけているということを答弁したようですが、更新というのは取り下げではないわけですから。

そうだとすると、岩国基地ではFCLPを含めたさまざまな着艦訓練、NLP、夜間も行うというふうになっていますので、そこは今後、そういう意味では、去年のこの議会でそういうものはないんだと、そういう確認ができたから受け入れを容認するんだというのが、この議会でもあったと思うんです。

そういう点では、やはりここが、今後これが明らかになるにつれて、その根拠は崩れてしまうということになります。

しかも、昨年9月には、厚木基地でFCLPでしたか、着艦訓練をやったわけですが、これも防衛省は大使を通じて再三中止を申し入れたと、中止を申し入れたけれども、結局5日間にわたって、ひどいときは110デシベルぐらいの騒音が続いたと、つまり、政府はやらない、またはやらせないと言っても、米軍はそういうふうにするわけですね。

それを、この岩国基地でも、そういうマニュアルが見つかったわけですから、そうなったときに、今後、今回は洋上でやったりしたから大したことはなかったということになりますが、それでも、先ほど町長が言ったように6月1日の深夜12時過ぎて、だから6月2日の朝早くといえますか、ジェット機の爆音がしていたというのも伺っていますし、それから、11時過ぎてても何度か爆音があったというの伺いました。

だから、そういう、今回のような洋上でやったり何だりでもそういう事態になっているわけですから、今回なかったから今後もないと思うという希望的観測になってしまう、そこはね。

仮に今後、FCLPやNLPやそういうものが岩国基地で行われるということになれば、町長としては、何らかの、受け入れの根拠の重要な部分が崩れるわけですから、その可能性は、私は十分にあると思うんですが、そこはどういうふうにお考えですか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今の前段の問題でございますが、騒音の苦情の通報がどんどん数が伸びておるといってございまして。そして、それについて、特に、この苦情の通報も当然のことながら重視しなければなりません、もう1点は、客観的な実態をつかむということも大変重要であると思えます。

そのために、騒音測定器等のお話がありましたが、自動騒音測定器、今これを要望しております、大島中学校と伊保田の環境改善センターに設置がされました。このように、きちんとした客観的な測定をずっと自動的に続けていくということで、できるだけ、本当は移駐前と移駐後とがちゃんと比較できるというのが必要だと思います。

大島中学校も移駐前に設置がされましたので、5月1日から自動測定器での運用が始まりました。ただ、伊保田のほうにつきましては若干移駐後になったということもあると思いますが、いずれにいたしましても、このように客観的な実態をきちんとつかむことが大変重要だというふうに思っております。

このことについて、これからある程度の期間をかけて、その実態把握、実態をつかんでいかなければならないと思っております。

もう1点の、マニュアルと確認事項ということについてのことでございますが、確認事項以上のことがマニュアルに出ておるといことが、2月の中国新聞の報道に出てまいりました。このことについて、移駐容認の前提が崩れておるのではないかという御指摘でございますが、この問題につきましても、山口県のほうでも、また、岩国市のほうでもいろいろ議会の中で質問が出ております。

私たちもそれは十分検証をさせていただいておるわけですが、県のほうでは確認事項とマニュアルは別のものだというふうな捉え方をいたしております。

マニュアルというのは、軍を運用する全体のマニュアルであって、そのマニュアルの中の一部について確認事項としてから、岩国日米協議会で確認をしておるということですから、運行運用のマニュアルはあるが、それは確認事項を遵守していただくということに、そういう立場にあるというふうに県議会のほうでは答弁が出ております。

また、岩国市でも同じような質疑が出ておりますが、岩国市につきましても、この運用マニュアルについては市のほうできちんと承知をしておりましたという答弁がありました。岩国日米協議会の確認事項は、このマニュアルとは別のものとして、米軍は確認事項を尊重するとのことでありまして、確認事項を尊重するよう、米軍にもこれからも機会あるごとに申し入れていくということが大切であるというふうな答弁を岩国市長もなされております。

一番の影響のある岩国市もそのような、米軍のマニュアルと日米協議会での確認事項ということについて、そのような答弁があるということですから、当然のことながら周防大島町としても、岩国市のその答弁の内容、これが一番、周防大島町にとっても参考になるものだというふうに思っておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 別のものということよりも、実際にここで、岩国基地でそういうことが起これば、周防大島町の騒音被害なり何なりが、この受け入れ容認の時に議論をした、岩国基地ではそういうことはないというその前提が崩れる。マニュアルがどうであれ、実際にやられればそういうことになるわけですから、その意味で、そうなったときに町長としたらどう考えるんかということ伺ったつもりですが、時間がないのでいいです。

今までずっと、岩国基地に抗議に行ったり何だりというのは、県と岩国市長が行くということになっているようですが、なぜ椎木町長も、何とか協議会という、県基地関係市町連絡協議会ですか、そういう所でそういうふうに決まっているのかどうか知りませんが、周防大島町民の思いを直接米軍に伝えていったり、または抗議したり、言うべきことは言うというんですから、直接に赴くということはないんですか。そういう思いは持っていたきたいということ伺います。

それから、椎木町長は今回のマニュアルのことは事前に知っていたのかどうか、中身も含めて知っていたのかどうか、この2点最後に、最後にというのはこの問題の最後です。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 直接、米軍のほうに抗議に行ったことがあるのかということでございますが、私自体が米軍の司令官の所に赴いて直接抗議したということはないと思っております。

それは、先ほど御指摘があったように、国・県、そして岩国市との協議、さらにはそれが米軍との協議で、岩国日米協議会というものでありますから、そこで岩国市を中心に県と一緒にということがあると思います。

あとは、私たちは、連絡協議会では国に対して、こういう懸念があるとか、こういうことはどうなんだということは要望・要請は何度もいたしておるところでございます。

もう1点、運用マニュアルを知っておったかということでございますが、岩国市では知っておったというふうに答弁があつたのですが、私自体は、この運用マニュアルと日米協議会での確認事項に差異があるとか、またはこれの扱いがどうなんだということについては存じ上げておりませんでした。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 時間がないので国保に移りますが、時間がなくなったので、端的に伺いたいと思うんですが、一般会計から国保会計への繰り入れをやめなさいという国の指導について、本町では実際には黒字が続いていたので、それがこの間2年ぐらいいなかったわけですが、一方では、国はそれは地方の判断なんだと、つまり地方で自主的に決めてもええよということも正式に言ってるわけですので、繰り入れを……（発言する者あり）いや、正式に言ってるんです。（発言する者あり）それに従う必要はないのではないかと。

それともう一つ、今、部長が言われた赤字補填のための繰り入れはいけないということですが、しかし、いろんな減免制度を行っていくための国保税の減免を行うための繰り入れは、繰り入れでもいいよというのが国の見解ですが、そこは確認できていますか。それが2つ目。

それから、国保税の課税権といいますか、国保税の税率、税額を決めるのは、標準額は県が示しますけれども、その率や額を決めるのは町の独自の判断で決めていくということを確認したいと思うんですが、それはいかがでしょう。この3つを。

○議長（荒川 政義君） 平田健康福祉部長。

○健康福祉部長（平田 勝宏君） 砂田議員さんからの、一般会計からの国保会計への繰り入れということですが、国保の新制度になりまして、あくまでも国保については公費と保険税で賄っていくというのが基本的な考え方であろうというふうに理解をしております。

そして、今の赤字補填、税の減免制度での繰り入れというふうなことで、これについても最初の答弁の中でも申し上げましたようなところがございます。あくまでも公費と保険税というのを基本としておりますし、税のほうの答弁でも申し上げましたようなところがございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 税額税率の決めるところは町であろうかと思えます。ただ、平田健康福祉部長も申しましたとおり、当然、自主財源で賄えることは前提でございますので、それを賄えるための税率税額を町は決めなきゃならんであろうというふうには思っております。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（４番 砂田 雅一君） あと何分ありますか。（発言する者あり） 6分。

公費と税が国保財政の、その意味は広くとればそのとおりになんですけれども、その中でもやはり、昔は医療費総額の40%、給付費の60%が国費、国定の負担金だったというところから見ても、国保法の1条に書いてあるように、社会保障だから半分ぐらいは国が出しますよと、そのことを国の法律で決めて、定率の負担金として毎年国保会計に入ってきていたわけですから、公費と税で賄っているという意味はそうなんです、やはり、社会保障の制度として、憲法に基づいた国がそこを責任を持つべきだというのがもともとの公費という意味で言えばそういうことなんです。

それが今、下がってきたからこういう矛盾が、国保税が本当に高くなって、皆さんが悲鳴を上げるということになっているわけですから、昨年、全国県知事会というのがあったらしくて、そこで、県知事会の決議の一つとして、国定の負担金を国に県知事会として求めると、つまり、先ほど私が申し上げた国定、つまり国の法律で負担金を国がもっと持つべきだという趣旨の決議を行っています。

11月ごろ市長会とか県知事会とかいろんなところが集まって、地方団体が会議を行って、そこでもその問題を取り上げて、国定の負担金をという文言はなかったように思いますが、それに似たような決議も行っているわけで、これは私どもだけが言っているわけじゃなくて、そういう地方団体が、社会保障でありながら国が責任を放棄してきたことによって税が上がったり、市町村の財政が厳しくなっている、そこが問題の本質。

もう一つ問題の本質は、国保と協会健保と、それから組合健保、協会健保と組合健保に比べて国保が異常に税が高いということ、これは国の問題だというのが県知事会の立場で、これを放っておいて国保の県制度はあり得ないということ、これを県知事会などが言っているように、国保の、特別に高い国保税がそこまできていて、待たなしの状態だというのが今の情勢なんです。

そこで、私は、それはそれで国に求めていくということとともに、先ほど言った減免制度を求めたわけですが、例えば、18歳未満の子育て世代のお母さん、親、保護者の方のために、18歳未満の被保険者の均等割を減免したらどれぐらいの財源が必要かということ、先ほど昼の間に計算してみました。

聞くとところによると、今、18歳未満が302人いるそうで、均等割が2万7,400円なので、仮に全額免除したとしたら827万4,800円の財源、それから、半額だとしたら413万7,400円、これが、先ほど申した応益割と応能割の割合が変わるから、それがだめって、そういう金額じゃないと思うんですよ、これ。

この財源は、先ほど申したように、例えば一般会計から繰り入れを行うことは、こういう目的で繰り入れを行うのであればええよというのが国の見解です。そういうことにすれば、別にそれ

は問題ないというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 議員さんちょっと多岐にわたっちゃうけど、なかなかあれなんですけど、国保の公費負担を要望しておるのは、以前、議員さんにも当時の大会の資料を渡したと思いますが、知事会だけではなくて、地方6団体と言われる団体全て、みんなで一緒になって毎年、国の予算時期には国保の全国大会を開いて、大要望団をつくって、国会や、厚労省や政府官邸のほうにも要望に伺っております。そのことは同じ考え方だろうと思います。

先ほどからいろいろ、公費の負担を増やすということについてですが、言うなれば、法定繰り入れ分以外の繰り入れはだめですよと、特にまた赤字になるときの繰り入れ分はだめですよということ、今回の県一になってから特に言われております。

言うなれば、税を引き下げるための繰り入れということに見られるわけだと思います。

言うなれば、赤字になるということは、国保税を上げてからその収支の均衡を保つということが原則なので、例えば、赤字になったからといって、法定繰り入れ分以外の任意の繰り入れを入れるということになりますと、本来であれば国保税を上げて収支を保たなければならないところを、一般会計からの法定外繰り入れ分でもって税率を上げることを抑えるということになります。結果的には国保税の税のかわりを一般会計が持つということになると思います。

それともう1点、減免制度は許されるんだということでもございましたが、減免制度という話になりますと、これは、今言われた例えば18歳未満とかいう分野だけに限定的にやるわけでもございますから、それは今の減免制度は、18歳未満に限定した減免制度は当然ありませんが、所得によって、所得の低額な方々については、2割・5割・7割という軽減がかかっておるわけですから、法定繰り入れ分の中にその軽減分というのは入っておるというふうに思っております。

もう1点、協会の健保と組合健保と国保の中で、国保が異常に負担が大きいんじゃないかということがあるといふふうにありました。このことにつきましては、全国の地方6団体で大会を持って、国に対して要望をしておる中にも、その資料として出ております。

それらをてこに、ぜひとも国の公費負担の率を上げてほしいということを要望しておるわけでもございます。

○議長（荒川 政義君） 以上で、砂田議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後2時07分休憩

.....

午後2時17分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、藤本浄孝議員。

○議員（1番 藤本 浄孝君） 議席番号1番、藤本浄孝です。一般質問をさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、質問と内容について述べさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

一般質問通告といたしまして、米軍岩国基地艦載機移駐完了後の騒音増大についてということで上げさせていただきました。米軍岩国基地への空母艦載機部隊の移駐が3月末に完了し、本格的な運用が開始されています。移駐完了後の状況把握と今後の取り組み、町の方針について伺います。

さらに要旨といたしましては、在日米軍再編による岩国基地への空母艦載機部隊の移駐が3月末に完了し、米軍機の飛行状況の変化が顕著になりました。日常生活でも騒音の増大を懸念する声が住民からも上がっており、これほどうるさくなるとは、こんなはずでは、という住民意見も多い現状です。そして、容認をいたしました議員としての私自身も責任を感じるところであります。

また、午後11時を過ぎる騒音や、私が見たところでは4機編隊の戦闘機が基地に向かうところを見ることもありました。明確に住民の日常生活に影響が出ています。

移駐完了後の騒音増大について、現状把握と対策について早急に方針を明確にすること、そして、町民の心情的不安を緩和していくことが重要であると考えます。艦載機部隊移駐による騒音の住民負担をより細かい地域ごとに把握し、聞き取り調査など情報収集を行うことが必要と考えます。

そして、騒音に対する対応とともに、負担への理解を得るための交付金活用の情報公開についても伺いたいと思います。

情報提供という観点から申し上げますと、町の広報には再編交付金での事業実施について、広報すおう大島に記載されています。

例えば、これはまた別の町からの発行物でありますけれども、福祉課から発行されております子育てブックなど、町発行媒体にも福祉医療費の一部負担金助成事業や、ちびっこ医療費助成、外国語活動推進の財源が再編交付金事業であることが当該者にもっと発信されれば、少しでも子育て世代の理解が深まる、また、医療の助成にも交付金が使われていますので、高齢の皆様、町の皆様の理解が深まる手段になるのではないかと考えています。

特に、この子育てブックへの記載が必要ではないかというのは、私も含めて子育て世代でありますけれども、この受けている恩恵、受けているものをなかなか認知度が低いというところがあるというところで、このように上げさせていただきました。

質問内容をまとめますと、1つ目といたしまして、3月31日の移駐完了から2カ月以上がたち、基地対策については対応の早さ、スピードが求められると考えます。防衛局のホームページにも騒音値が公表されているが、今後の騒音、安全対策、監視体制についての方針についてお聞かせください。

続いて、資料としてお配りをいただいておりますけれども、周防大島町に対する騒音苦情件数、そして、その分析、評価についてありましたらお聞かせをください。

続いて、移駐が完了し、今後の、基地の再編交付金等の財源措置が報道で取り上げられていますけれども、使い道の長期計画や利用について、これを条例化したり、規定づくりをしたり、さらには新規事業が行われるならば、その方針についてお聞かせをください。

そして、現在の再編交付金の活用報告に関しても、現在、町の広報が主でありますけれども、住民の利益となっていることを、さまざまな媒体でお知らせを行うことで、住民の理解、また、基地対策のあり方を前向きに考える手だてになるのではないかと考えます。財源活用の情報公開の今後の取り組みについてお聞かせをください。

以上、御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 藤本議員さんの、米軍岩国基地艦載機移駐完了後の騒音増大についての御質問にお答えしたいと思います。

このことは、特に住民の皆さんが不安に思っている航空機の騒音の問題ではありますが、3月31日に中国四国防衛局から、30日に空母艦載機の移駐が全て完了したとの連絡がありました。移駐が完了した以降、騒音発生回数と騒音レベルは上昇しているところでございます。特に5月8日には、終日にわたり町内での航空機の騒音がうるさかったことで御不安の念を抱かれたことは、重々承知をいたしているところでございます。

騒音の発生は、日々の米軍機の運用によってその都度変わり影響を受けますので、移駐後の騒音の状況については、今現在というよりも、航空機の運用等を一定期間継続して見ていく必要があることから、そうした一定期間を通じた測定の結果を踏まえて検証する必要があると思っております。引き続き実態把握に努めて、問題について国に必要な対応を求めていきたいと思っております。

今後とも、空母艦載機移駐後の状況把握に努めまして、地域の実情に即した騒音対策の実施に万全を期するとともに、事故等につながらないよう機体の整備点検と、パイロットへの安全教育、そうした徹底した安全対策を実施することと、運用についても、これまでどおりしっかりと対応するよう、飛行経路に係る安全の向上のための措置や航空機騒音規制措置を厳格に遵守し、可能な限り住民の方々への影響が最小限となるよう働きかけてまいりたいと思っております。

また、米軍構成員等による犯罪や交通事故を防止するために、規律の保持と教育訓練の徹底強

化について、適切な措置を講ずるよう国から米側に要請することが必要であると考えております。

いずれにいたしましても、引き続き安心・安全対策に取り組んでまいるとともに、藤本議員さんから御指摘をいただきました、国から交付される再編交付金につきましては、福祉医療費一部負担金助成事業や、ちびっこ医療費助成事業、外国語活動推進事業が再編交付金を財源として実施されていることにつきまして、対象となる関係者の皆様へも積極的に周知を図るということによって、さらに理解を深めていただく一助となるということで御指摘をいただきましたので、そこらあたりも取り組んでまいりたいと思っているところでございます。

実は、再編交付金が交付され始めてから約10年がたつわけですが、平成19年から交付を受けましたが、段階的にいろいろな事業にこの再編交付金の財源として事業に取り組んでおります。

ですから、その事業がスタートしたときには大変大々的に皆さん方も周知を行うし、また、例えば、ちびっこ医療費が、今度は中学生までの医療費の無料化に拡充したときなどは、その周知も当然ですし、また、これは米軍再編交付金を財源としたものであるというようなことも周知をしてまいりましたが、毎年毎年ずっと同じことが続いているわけですから、そこらあたりで、スタートした時と今現在ではその周知の方法、また、受けるほうの受けとめ方も何となしに、ちびっこ医療とか、要するに子供の医療費が全て無料になっておると、そこで実際に体験した方については、これはすごく助かっておるという実感はあるでしょうけど、なかなか、毎年の同じことですから、そこらあたりがそのように認識が高まっていないということなのかもわかりません。

できるだけ詳細なPRということもさせていただきたいと思えます。

残りについては、部長のほうから答弁させます。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 藤本議員さんの質問の中で、まず、苦情件数と騒音、その分析と評価についてでございますが、周防大島町に対する苦情件数とその分析、評価につきましては、平成28年度が8件、平成29年度が54件、平成30年度が5月末現在で39件と、騒音測定値と騒音発生回数の増加に伴い苦情件数も増加しておるところでございます。

特に、4月25日と5月8日におきましては、基地周辺市町において、騒音、苦情ともその発生は顕著であったというところでございます。

その次に、この再編交付金等で受ける町の恩恵について、それをさまざまな媒体を使って広報してはということでございます。

御指摘のとおり再編交付金の実施は、幅広く町民の皆さんに還元されるよう事業に取り組んでいるところでございますが、教育分野、医療福祉分野をはじめ、事業の実施につきましては、より皆様方のさらなる御理解を得られますよう、これまでの町広報紙への掲載による再編交付金事業の報告に加えまして、さまざまな媒体を可能な限り使って、御理解を賜りますように広報をし

ていきたいというふうに思っております。

それともう1件、山口県に交付される再編関連の特別地域整備事業に係る交付金のことでございますけれども、これまで20億円から約50億円に増額され、そして、30年度から39年の10年間に延長されておるといふ事業でございますが、その対象事業を再編関連特定周辺市町、岩国市、周防大島町、和木町の区域内において、山口県が広域的な観点から実施する大島環状線等の道路改良のハード事業とか、平成30年度から地域振興策として、安心・安全対策などのソフト事業にも対象が拡大されておるところでございます。

なお、条例等の整備ということでございますが、これは山口県による再編関連特別地域整備事業でございますので、本町においてその条例化や規定等の制定をするということはないだろうというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 藤本議員。

○議員（1番 藤本 浄孝君） ありがとうございます。

御答弁をいただきまして、ひとつ済みません素朴な疑問なんですけれども、住民の方から苦情の電話がかかってきた際に、どのようにお答えをするかというようなことというのは、取り決めがされていたりするんでしょうか、お聞かせをいただければと存じます。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 取り決めということではないんですが、電話等をいただきましたら、丁寧にその相手方の言われることを聞き取りしまして、それを紙のほうに落としまして、これを岩国防衛事務所のほうに送付させていただいておるといふところでございます。

○議長（荒川 政義君） 藤本議員。

○議員（1番 藤本 浄孝君） ありがとうございます。御答弁を頂戴をいたしまして、誠にありがとうございました。

騒音の苦情に対しまして、苦情の評価というのはもちろんであり、住民の中には声を上げることができない、声なき声というものがあると思います。強い声だけを受け入れるのではなくて、さまざまな小さな声を吸い上げて、それを総合的に捉えて取り組む姿勢が信頼を生んでいくのかなというふうに思います。

これから先は、また基地対策の専用の窓口であったり、また、カウンセリングの窓口であったり、そのようなものが必要になってくるのかなと思うところでありますので、ぜひ今後ともよろしく取り組みのほうをお願いいたします。私からは以上です。

○議長（荒川 政義君） 以上で、藤本議員の質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

○議長（荒川 政義君） 本日の日程は全部議了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の会議は、6月26日午前9時30分から開きます。

○事務局長（舩本 公治君） 御起願います。一同、礼。

午後2時33分散会
